

地震編資料8 生活物資等協定に関する資料

6 災害時における応急生活物資供給等の協力		
平成9年1月24日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（地震編資料8-1）	みやぎ生活協同組合理事長
平成17年4月15日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（地震編資料8-2）	(株)ヨークベニマル
平成17年4月15日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（地震編資料8-3）	ロイヤルホームセンター(株)
平成17年4月15日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（地震編資料8-4）	(株)やまと
平成19年7月31日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（地震編資料8-5）	イオン(株)マックスバリュ事業本部
平成24年1月13日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（地震編資料8-6）	NPO 法人コメリ災害対策センター
令和5年11月1日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（地震編資料8-7）	株式会社サンデー

地震編資料8－1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
(みやぎ生活協同組合)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

宮城「館」懇談会
みやぎ生活協同組合

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が市町村内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、宮城「館」懇談会の構成市町村である塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町及び大衡村（以下「甲」という。）と、みやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）は災害時の住民生活の早期安定を図るために行う、応急生活物資（以下「物資」という。）供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

(物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

(物資供給の協力等)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関する協力等については積極的に努めるものとする。

(物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね別表1のとおりとする。

(物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙へ要請等の経路は、別表2のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(物資の運搬)

第7条 物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。

(物資の取引等)

第8条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した物資の乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

前項に規定する費用は、災害時以前における価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定を証するため、本書10通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成9年1月24日から施行する。

平成9年1月24日

甲	塩	竈	市	長	三	升	正	直
多	賀	城	市	長	鈴	木	和	夫
松	島	町	長	内	田	鉄	夫	
七	ヶ	浜	町	長	阿	部	仁	
利	府	町	長	高	橋	信	雄	
大	和	町	長	木	幡	恒	雄	
大	郷	町	長	鈴	木	直		
富	谷	町	長	若	生	照	夫	
大	衡	村	長	跡	部	昌	洋	

乙 みやぎ生活協同組合理事 外 尾 健 一

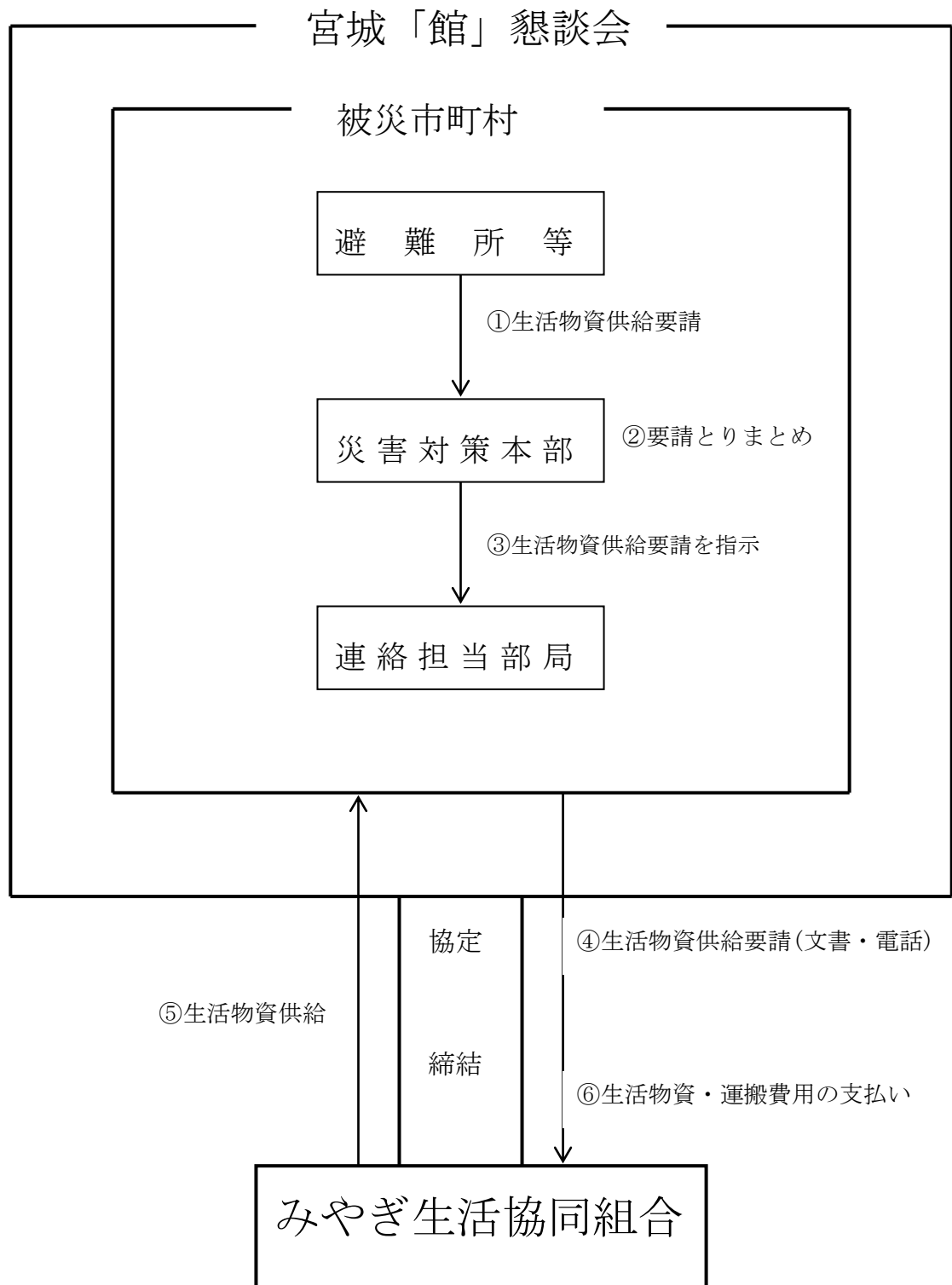
別表1

災害応急物資（第5条関係）

	ライフラインストップ	ライフライン一部復旧
食糧品	水（ミネラルウォーター） 清涼飲料水 乾パン 缶詰 菓子類 砂糖 即席カップラーメン 粉ミルク その他の食品	切り餅 即席ラーメン 緑茶・コーヒー パン・米 バター・ジャム その他の食品
衣料品 ・ 寝具等	毛布 布団 その他	下着（男性・女性・子供） 靴下（男性・女性・子供） 靴 トレーナー その他
日用品 ・ 雑貨品	懐中電灯 乾電池 ティッシュ トイレットペーパー 生理用品 紙おむつ ほ乳びん 卓上ガスコンロ 軍手 その他	タオル 石鹸・シャンプー 歯ブラシ 歯磨き粉 鍋 食器類 その他

別表2

物資供給の要請手続等（第6条関係）



地震編資料8-2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(株式会社ヨークベニマル)

8-2.1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

株式会社ヨークベニマル（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）
とは、次のとおり物資の供給協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または、発生する恐れがある場合において、乙から甲に対して行う物資の供給協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 乙は災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、甲の保有する物資の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 甲は、乙から前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要なものとし、かつ、甲において調達できる物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 医療品
- (4) 寝具類
- (5) 食器類
- (6) 炊事用具
- (7) 日用品雑貨
- (8) 暖冷房器具（燃料含）
- (9) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 乙が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書（様式-1）をもって甲に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口

頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

(物資の引き渡し)

第6条 物資の引き渡しは、原則として甲が所有する店舗等など甲が指定する場所において行うものとする。ただし、甲が運搬可能な場合においては、乙の指定する場所に運搬するものとする。乙は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を確認後、速やかに出荷確認書(様式-2)を甲に提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲が供給した商品の代金については、乙が負担するものとする。また、甲が物資の運搬を行ったときに要する経費は、乙が負担するものとする。

2 乙は前項に基づく請求があったときには、甲に対し速やかに代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における甲の店頭価格を基準とした適正な価格とする。

(改正又は廃止)

第9条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3箇月前以前に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は随時協議を実施するものとする。

(その他)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(実施時期)

第12条 この協定は、平成17年 4 月 15日から実施する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年 4月 15日

甲 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

株式会社 **ヨクベニマル**
取締役社長 **大高善興**



乙 塩竈市旭町1番1号

塩 竈 市 長

佐藤



様式－1

第 号
平成 年 月 日

出荷者 殿

塩竈市災害対策本部長

出 荷 要 請 書

平成 年 月 日付け「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき、下記の物資の出荷を要請します。

記

品 名	規 格	数 量	備 考

様式－2

出 荷 確 認 書

平成 年 月 日付け第 号の出荷要請書により出荷したことを確認します。

記

品 名	規 格	数 量	備 考

平成 年 月 日

塩竈市災害対策本部長

出荷者 殿

8-2.2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(株式会社ヨークベニマル)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（以下「協定」という）の実施に必要な細目を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 乙から甲への要請等の経路は、別表1のとおりとする。

2 甲及び乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ確認しておくものとする。

3 前項の連絡責任者等に変更のあった場合は、相互に通知するものとする。

(物資の確保)

第3条 協定書第4条に規定する物資は、甲において確保調達できる物資とする。

(物資の納品及び引き渡し)

第4条 協定書第6条に規定する物資の引き渡しが、甲において行うことが困難な場合、甲の指定する業者が行えるものとする。

2 甲は、乙が指定する場所に物資を納入する場合、物資の種類、数量等を記載し納品書を乙の職員に引き渡すものとする。

3 前項の納品書を受領した職員は、物資の種類、数量を確認の上、物資を引き取るとともに、サインした出荷確認書（納品伝票写し添付）を甲に引き渡すものとする。

(費用)

第5条 甲が物資運搬の依頼をした業者に係る運搬に要した費用については、乙が負担するものとする。

(協議)

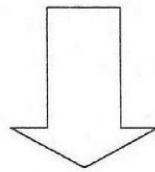
第6条 協定書第10条に規定する協議は、別表1に示す経路の見直し及びその他必要な事項について行う。

別表1

災害時における応急生活物資の要請経路

塩竈市災害対策本部 022-364-1111

(災害時優先電話)

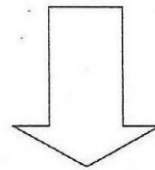


要請の取りまとめ

出荷要請書(口頭)

株式会社ヨークベニマル 024-924-3111

(災害時要請窓口)



(避難所) 市職員による出荷確認書の提出

(納品書写し添付)

(平常時連絡窓口)

塩竈市役所 総務部防災安全課 防災安全係

022-361-1587 (FAX兼用)

株式会社ヨークベニマル 総務部

024-924-3111 (FAX024-932-7623)

地震編資料8-3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

(ロイヤルホームセンター株式会社)

8-3.1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

地震、風水害その他による災害が塩竈市内に発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、ロイヤルホームセンター株式会社（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）は災害時の住民生活の早期安定を図るために行う、応急生活物資（以下「物資」という。）供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、乙が災害対策本部を設置し、甲に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の協力要請）

第2条 災害時において乙が応急生活物資を必要とするとき、乙は甲に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（物資供給の協力等）

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関して積極的に協力するものとする。

（物資の内容）

第4条 乙が甲に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね別表1のとおりとする。

（物資供給の要請手続等）

第5条 乙の甲に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等にて要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。

（物資の取引等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所

において甲の納品書等に基づき、乙の職員が確認の上引き取るものとする。

(費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により、甲が供給した物資及び甲の指定する者が行った運搬の費用については、乙が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保存)

第10条 この協定を証するため、本書2通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保存する。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日から施行する。

平成 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日

甲 (宮城県塩釜市海岸通15-13)
ロイヤルホームセンター塩釜
店長 杉本 幸一郎
大阪市北区梅田3丁目3番5号
ロイヤルホームセンター株式会社
代表取締役 西尾 正憲
乙 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤



別表 1

災害応急物資（第4条関係）

	品 目	区 分	品 目
情報伝達用具・ 消火用具	サイレン付き拡声機	生活用品	水ポリタンク
	消火バケツ		カセットコンロ
救出用具	金バケツ		コンロ用替ボンベ(3P)
	粉末消火器(10型)		七輪
	ヘルメット		切炭
	小型油圧ジャッキ		やかん(4ℓ)
	チェーンソー		やかん(5ℓ)
	銅管製八連梯子		エアーボット
	はしご兼用脚立		軍手
	剣型スコップ		生理用品
	角型スコップ		ティッシュペーパー(5箱組)
	まさかり		チャッカマン
	ナタ		ハンドライト
	つるはし		乾電池(単1)
	斧		乾電池(単2)
	のこぎり		サランラップ
	金切のこ		ローソク
	かけや		紙パンツ
	両口大ハンマー		紙オムツ
	ヒラバール		ブルーシート(12畳)
	ボルトクリッパー		石油ストーブ
救護・避難用具	ロープ(20m)	燃料関係	ガソリン携行缶10ℓ
	ロープ(200m)		ガソリン携行缶20ℓ
	一輪車		灯油ポンプ
	ラジオ付きライト		灯油缶
	発電機	その他	掲示板
	ハロゲン投光器		ヘルスメーター
	作業灯		ポリバケツ
	コードリール		冷却剤
医薬品等	熱さまシート(12枚入り)		
	カットバン(22枚入り)		

8-3.2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(ロイヤルホームセンター株式会社)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（以下「協定」という）の実施に必要な細目を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 協定書第5条に規定する要請は、出荷要請書（様式－1）をもって行なうものとする。

2 乙から甲への要請等の経路は、別表1のとおりとする。

3 前項の連絡責任者等に変更のあった場合は、相互に通知するものとする。

(物資の納品及び引き渡し)

第3条 協定書第7条に規定する物資の引渡しを終了後、乙は速やかに出荷確認書（様式－2）を甲に提出するものとする。

第1編 地震災害対策編資料

様式－1

第 号
平成 年 月 日

出荷者 殿

塩竈市災害対策本部長

出 荷 要 請 書

平成 年 月 日付け「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき、
下記の物資の出荷を要請します。

記

品 名	規 格	数 量	備 考

様式－2

出 荷 確 認 書

平成 年 月 日付け第 号の出荷要請書により出荷したことを確認します。

記

品 名	規 格	数 量	備 考

平成 年 月 日

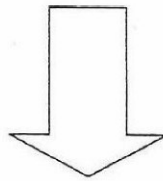
塩竈市災害対策本部長

出荷者 殿

別表1

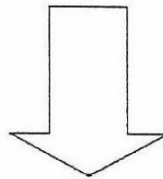
災害時における応急生活物資の要請経路

塩竈市災害対策本部 022-364-1111
(災害時優先電話)



要請の取りまとめ
出荷要請書(口頭)

ロイヤルホームセンター株式会社
022-362-2611
(災害時要請窓口)



(避難所) 市職員による出荷確認書の提出
(納品書写し添付)

(平常時連絡窓口)

塩竈市役所 総務部防災安全課 防災安全係
022-361-1587 (FAX兼用)

ロイヤルホームセンター株式会社 塩釜店
022-362-2611 (FAX022-362-5092)

地震編資料8-4 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(株式会社やまや)

8-4.1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

地震、風水害その他による災害が塩竈市内に発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、株式会社やまや（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）は災害時の住民生活の早期安定を図るために行う、応急生活物資（以下「物資」という。）供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、乙が災害対策本部を設置し、甲に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の協力要請）

第2条 災害時において乙が応急生活物資を必要とするとき、乙は甲に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（物資供給の協力等）

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関して積極的に協力するものとする。

（物資の内容）

第4条 乙が甲に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね別表1のとおりとする。

（物資供給の要請手続等）

第5条 乙の甲に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等にて要請し、事後文書を提出するものとする。
2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。

（物資の取引等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所

において甲の納品書等に基づき、乙の職員が確認の上引き取るものとする。

(費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により、甲が供給した物資及び甲の指定する者が行った運搬の費用については、乙が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保存)

第10条 この協定を証するため、本書2通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保存する。

(施行期日)

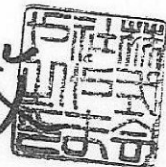
第11条 この規定は、平成ノ年 々月 日 から施行する。

平成ノ年 々月 日

甲 塩竈市新浜町一丁目11番19号
株式会社 やまや

代表取締役社長

川崎 茂



乙 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤



別表1

災害応急物資（第4条関係）

区 分	ライフラインストップ	ライフライン一部復旧
食料品	水(ミネラルウォーター)	即席ラーメン
	清涼飲料水	緑茶・コーヒー
	缶詰	米
	インスタントコーヒー	乾麺
	野菜・果実ジュース	冷凍食品
	即席カップメン	バター・ジャム
	調味料	その他の食料品
	砂糖・塩	
	その他の食料品	哺乳瓶ブラシ

8-4.2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(株式会社やまや)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（以下「協定」という）の実施に必要な細目を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 協定書第5条に規定する要請は、出荷要請書（様式－1）をもって行なうものとする。

2 乙から甲への要請等の経路は、別表1のとおりとする。

3 前項の連絡責任者等に変更のあった場合は、相互に通知するものとする。

(物資の納品及び引き渡し)

第3条 協定書第7条に規定する物資の引渡しが終了後、乙は速やかに出荷確認書（様式－2）を甲に提出するものとする。

第1編 地震災害対策編資料

様式－1

第 号
平成 年 月 日

出荷者 殿

塩竈市災害対策本部長

出 荷 要 請 書

平成 年 月 日付け「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき、
下記の物資の出荷を要請します。

記

品 名	規 格	数 量	備 考

様式－2

出 荷 確 認 書

平成 年 月 日付け第 号の出荷要請書により出荷したことを確認します。

記

品 名	規 格	数 量	備 考

平成 年 月 日

塩竈市災害対策本部長

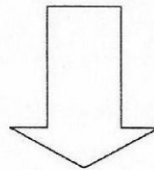
出荷者 殿

別表1

災害時における応急生活物資の要請経路

塩竈市災害対策本部 022-364-1111

(災害時優先電話)

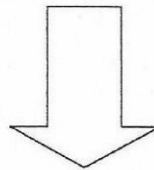


要請の取りまとめ

出荷要請書(口頭)

株式会社 やまや 022-363-1234

(災害時要請窓口)



(避難所) 市職員による出荷確認書の提出

(納品書写し添付)

(平常時連絡窓口)

塩竈市役所 総務部防災安全課 防災安全係

022-361-1587 (FAX兼用)

株式会社 やまや 総務部

022-363-1234 (FAX022-363-1258)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

地震、風水害その他による災害が塩竈市内に発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、イオン株式会社ジャスコ塩釜店（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）は災害時の住民生活の早期安定を図るために行う、応急生活物資（以下「物資」という。）供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、乙が災害対策本部を設置し、甲に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の協力要請）

第2条 災害時において乙が応急生活物資を必要とするとき、乙は甲に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（物資供給の協力等）

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関して積極的に協力するものとする。

（物資の内容）

第4条 乙が甲に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね別表1のとおりとする。

（物資供給の要請手続等）

第5条 乙の甲に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等にて要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。

（物資の取引等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所

地震編資料8－5 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 (イオン株式会社ジャスコ塩釜店)

8-5.1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

地震、風水害その他による災害が塩竈市内に発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、イオン株式会社（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）は災害時の住民生活の早期安定を図るために行う、応急生活物資（以下「物資」という。）供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、乙が災害対策本部を設置し、甲に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の協力要請）

第2条 災害時において乙が応急生活物資を必要とするとき、乙は甲に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（物資供給の協力等）

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関して積極的に協力するものとする。

（物資の内容）

第4条 乙が甲に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね別表1のとおりとする。

（物資供給の要請手続等）

第5条 乙の甲に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等にて要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。

（物資の取引等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において甲の納品書等に基づき、乙の職員が確認の上引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、甲が供給した物資及び甲の指定する者が行った運搬の費用については、乙が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保存)

第10条 この協定を証するため、本書2通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保存する。

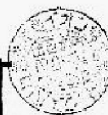
(施行期日)

第11条 この協定は、平成19年7月31日から施行する。

平成19年7月31日

甲 仙台市青葉区中央3丁目3番3号
イオン株式会社マックスバリュ事業本部
東北事業部長

青柳英樹



乙 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長

佐藤 昭



別表 1

災害応急物資（第 4 条関係）

区 分	品 目
医薬品等	熱さまシート（12 枚入り） カットバン（22 枚入り） 消毒薬 ぬり薬 シップ（6 枚入）
生活用品	カセットコンロ コンロ用替ボンベ（3P） 軍手 生理用品 ティッシュペーパー（5 箱組） チャッカマン 乾電池（単 1）乾電池（単 2） サランラップ ローソク 紙パンツ 紙オムツ
その他	毛 布 カップ麺・おにぎり等軽食

8-5.2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(イオン株式会社ジャスコ塩釜店)

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施に必要な細目を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 協定書第5条に規定する要請は、出荷要請書（様式－1）をもって行なうものとする。

2 乙から甲への要請等の経路は、別表1のとおりとする。

3 前項の連絡責任者等に変更のあった場合は、相互に通知するものとする。

(物資の納品及び引き渡し)

第3条 協定書第7条に規定する物資の引渡しを終了後、乙は速やかに出荷確認書（様式－2）を甲に提出するものとする。

様式－1

第 号
平成 年 月 日

出荷者 殿

塩竈市災害対策本部長

出 荷 要 請 書

平成 年 月 日付け「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき、
下記の物資の出荷を要請します。

記

品 名	規 格	数 量	備 考

様式－2

出 荷 確 認 書

平成 年 月 日付け第 号の出荷要請書により出荷し たことを確認します。

記

品 名	規 格	数 量	備 考

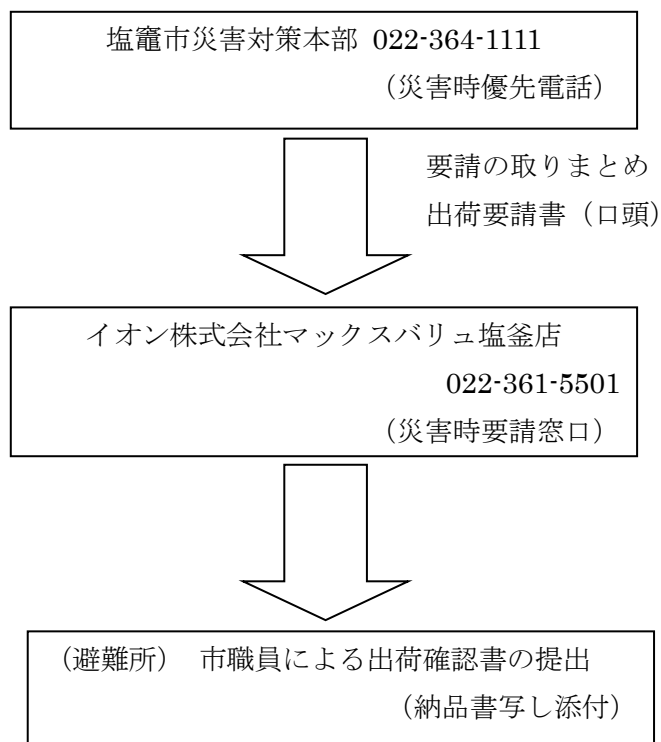
平成 年 月 日

塩竈市災害対策本部長

出荷者 殿

別表1

災害時における応急生活物資の要請経路



(平常時連絡窓口)

塩竈市役所 市民総務部 市民安全課 防災安全係

022-361-1587 (FAX 兼用)

イオン株式会社 マックスバリュ塩釜店

022-361-5501 (FAX 022-361-5608)

地震編資料8-6 災害時等における物資供給に関する協定

NPO法人コメリ災害対策センター



災害時等における物資供給に関する協定書



宮 城 県 塩 竈 市

NPO 法人コメリ災害対策センター

災害時における物資供給に関する協定書

宮城県塩竈市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 24年 / 月 / 3 日

甲 宮城県塩竈市旭町1番1号
塩竈市長 佐藤



乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センタ
理事長 椿 賢一



別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

地震編資料編 8-7 災害時等における支援協力に関する協定

株式会社サンデー

災害時等における支援協力に関する協定書

塩 竈 市

株式会社サンデー

災害時等における支援協力に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と株式会社サンデー（以下「乙」という。）は、災害時等における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震や風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）及び、新型コロナウイルス等による大規模な感染症（以下「感染症」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う支援協力の要請の手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害や感染症における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲内において保有する物資、又は調達可能な物資について速やかに対応するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げる物資のうち、乙が保有し、又は調達可能なものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は、職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の対価及び物資の運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

（物資の価格）

第8条 前条に規定する物資の対価は、災害が発生する直前における適正な価格により算定するものとする。

(請求及び支払い)

第9条 乙は、物資の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害や感染症における円滑な物資の供給を行うため、平常時において、広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による連絡責任者を定め、変更などがある場合は、相互に通知するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新され、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年11月1日

署名

捺印

甲

宮城県塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

依藤光樹



青森県八戸市根城六丁目22番10号

乙

株式会社 サンデー

代表取締役社長

川村暢朗



別表(第4条関係)

災害時要請物資

災害発生直後に必要な物資 (概ね災害発生から3日間程度)	左記期間後に必要な物資
毛布	タオル
紙おむつ	肌着
生理用品	履物
哺乳瓶	作業服
ラジオ	軍手
乾電池	鍋
懐中電灯	やかん
割箸	炊飯用具
使い捨てスプーン	簡易コンロ
使い捨て食器類	カセットボンベ
ラップ	石鹸
アルミホイル	歯ブラシ
固定燃料	ティッシュペーパー
ウエットティッシュ	トイレットペーパー
ゴミ袋	簡易トイレ
蚊取り線香(夏季)	防水シート
使い捨てカイロ(冬季) など	石油ストーブ
	雨具
	常備薬
	救急セット など

※その他調達可能な物資を含む。

地震編資料 9 災害時の医療救護活動に関する協定資料

7 災害時の医療救護活動に関する協定		
平成18年3月29日	災害時の医療救護活動に関する協定 (地震編資料 9-1)	社団法人宮城県塩釜医師会

地震編資料 9-1 災害時の医療救護活動に関する協定

社団法人宮城県塩釜医師会

災害時の医療救護活動に関する協定書

塩竈市地域防災計画(震災対策編)

【資料編】



災害時の医療救護活動に関する協定書



塩 竈 市

社団法人宮城県塩釜医師会

災害時の医療救護活動に関する協定

塩竈市（以下「甲」という。）と社団法人宮城県塩釜医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が策定する地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに關し、必要な事項を定めるものとする。

（救護所の設置等）

第2条 甲は、災害が発生したことにより医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙と協議の上、直ちに救護所を設置するものとする。この場合において、災害の状況により必要と認めるときは、乙の協力を得て、避難所の医療施設等に救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項の規定により救護所を設置するときは、乙の協力を得て、災害により負傷し、若しくは疾病にかかった者（以下「傷病者」という。）又は死亡した者を必要に応じて搬送し、又は収容するための医療施設（以下「後方医療施設」という。）を指定するものとする。

（医療救護活動に関する協力の要請）

第3条 甲は、前条第1項の規定により救護所を設置するときは、医療救護班派遣要請書（様式第1号）により乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。ただし、甲は、医療救護班派遣要請書を提出する暇がないときは、口頭又は電話により、乙に医療救護班の派遣を要請した後において医療救護班派遣要請書を提出することができる。当初の派遣要請に係る内容を変更する要請を行うときも、また同様とする。

2 乙は、前項の規定により派遣の要請を受けたときは、直ちに医療救護班を編成し、前条第1項の規定により甲が設置する救護所（以下「救護所」という。）に当該医療救護班を派遣して医療救護活動を行うものとする。

（医療救護班による医療救護計画の策定等）

第4条 乙は、乙の医療救護班による医療救護活動（以下「乙の医療救護活動」という。）を円滑に行うため、あらかじめ乙の医療救護活動に関する計画（以下「医療救護計画」という。）を策定するものとする。

2 乙は、医療救護計画を策定したときは、当該計画書を甲に対し送付するものとする。当該医療救護計画を変更したときも、また同様とする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙の医療救護活動に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の応急救置及び医療に關すること。
- (2) 傷病者の後方医療施設への搬送の要否及び当該搬送順位の決定に關すること。

(3) 傷病者の死亡の確認に関する事。

- 2 乙の医療救護活動は、救護所において行うことを原則とする。ただし、緊急かつ必要があると認められるときは、災害現場においてこれを行うものとする。

(医療救護活動に関する指揮)

第6条 救護所の運営管理に関する事項の指揮は、甲が行うものとする。

- 2 乙の医療救護活動に関する事項の指揮命令は、甲乙双方の緊密な連携のもと、乙が行うものとする。

(傷病者の搬送)

第7条 傷病者の後方医療施設への搬送は、甲が行うものとする。

(医薬品等の補給)

第8条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給する。

(医療費)

第9条 救護所(第5条第2項の規定により災害現場において医療救護活動を行うときの当該現場を含む。)における傷病者の医療費は無料とする。

- 2 後方医療施設における傷病者の医療費は、原則として当該傷病者の負担とする。

(医療救護活動の報告)

第10条 乙は、医療救護班ごとにその医療救護活動の実績及び診療内容等を記録した医療救護日報(様式第2号)を整備するとともに、当該医療救護日報の副本を甲に対し送付するものとする。

(事故報告)

第11条 乙の医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙は、医療救護活動事故報告書(様式第3号)により、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、前条の規定による報告があったときにおいて、乙の医療救護活動に従事している者が、当該医療救護活動に従事している間及び救護所(第5条第2項の規定により災害現場において医療救護活動を行う場合の当該現場を含む。)までの往復途上にある間に、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したと認められるときは、甲は当該傷病等を負った者(以下「医療救護活動従事に係る被災者」という。)に対し次に掲げるところにより災害補償を行う。

- (1) 医療救護活動従事に係る被災者が医師又は薬剤師であるときは、塩竈市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年塩竈市条例第18号)に準じ災害補償を行う。

- (2) 医療救護活動従事に係る被災者が前号に掲げる者以外であるときは、議会の議員そ

の他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年塩竈市条例第29号）に準じ災害補償を行う。

（医事紛争の処理）

第13条 乙の医療救護活動に従事した者と傷病者との間に、甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じたときは、原則として甲の責任と負担においてこれを処理するものとする。

（費用負担）

第14条 乙の医療救護活動に要した次に掲げる経費は、甲の負担とする。

- （1）医療救護班の派遣に要した費用（医療救護班に従事した者に対する報酬及び費用弁償その他派遣に要した費用をいう。）
- （2）医療救護班が携行し、又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医薬材料等の費用
- （3）医療救護班が携行した医療資器材等が滅失損傷したときの費用
- （4）第2条の規定により医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護班による医療救護活動を直接の原因として当該医療施設に損傷が生じたときの修繕に要する費用
- （5）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した費用

（災害救助法との関係）

第15条 災害時の救助活動に関し、災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときは、災害救助法の定めるところによる。

（防災訓練への参加）

第16条 乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

（指定の期間）

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

2 前項に規定する有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この期間を更に1年延長するものとし、その後において当該期間が満了したときも、また同様とする。

（実施細目）

第18条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義の生じた事項については、甲乙双方協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月29日

甲 塩竈市長

佐藤 昭



乙 塩竈市錦町7番10号

社団法人宮城県塩釜医師会

会長

権 義正



災害時の医療救護活動実施細目

塩竈市（以下「甲」という。）と社団法人宮城県塩釜医師会（以下「乙」という。）とは、平成18年3月29日に甲乙間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定書」という。）第18条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（緊急連絡網の整備）

第1条 甲及び乙は、協定書に定める災害時の医療救護活動を迅速かつ円滑に実施するため、相互に緊急連絡網の整備を行うものとする。

（医療救護活動に関する連絡調整）



第2条 医療救護活動に関する甲と乙との間における連絡調整は、甲にあつては甲があらかじめ指名する職員、乙にあつては乙の事務局に所属する職員のうち乙があらかじめ指名する職員が行うものとする。

（医療救護活動を実施する場合の災害の程度）

第3条 協定書第2条に規定する医療救護活動を実施する必要性が生じたときは、災害により集団的に多数の傷病者が生じた場合をいう。

（医療救護班の編成）

第4条 協定書第3条の規定により甲がその派遣を要請する医療救護班は、医師、看護師及び補助者で編成し、必要に応じて、保健師、薬剤師又は助産師を加えるものとする。

2 医療救護班の班長は、医師とする。

（医療救護計画）

第5条 協定書第4条第1項に規定する医療救護計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。



- (1) 医療救護班の編成及び体制
- (2) 医療救護班が携行する医薬品、医療資器材等の内容及び数量
- (3) 医師会、医療施設その他関係機関との連絡体制
- (4) その他乙の医療救護活動の実施に必要な事項

（指揮体制）

第6条 協定書第6条第2項に規定する指揮命令に際しては、乙は指揮本部を設置

し、その体制等について事前に甲に報告するものとする。

(報酬等の額)

第7条 協定書第14条第1項第1号に規定する報酬及び費用弁償の金額については、別表に定めるとおりとする。

(費用の請求)

第8条 協定書第14条の規定により甲が負担する費用に係る乙の請求は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる請求書に関係書類を添付し、これらを甲に提出することにより行うものとする。

- (1) 協定書第14条第1号に掲げる費用を請求する場合 請求書(医療救護班派遣費用)(様式第1号)
- (2) 協定書第14条第2号に掲げる費用を請求する場合 請求書(医薬品、医薬材料費用)(様式第2号)
- (3) 協定書第14条第3号に掲げる費用を請求する場合 請求書(医療資器材弁償用)(様式第3号)
- (4) 協定書第14条第4号に掲げる費用を請求する場合 請求書(医療施設修繕費用)(様式第4号)

(協議)

第9条 この実施細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この実施細目の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月29日

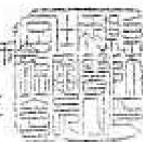
甲 塩竈市長 佐藤 昭



乙 塩竈市錦町7番10号

社団法人宮城県塩釜医師会

会長 横山 義正



別表

医療救護班の編成及び派遣に要する費用弁償の額

区分	日 当 額	旅 費	時間外勤務手当
医師	災害救助法施行細則(昭和35年宮城県規則第48号)別表第2に定める額		
薬剤師	同 上		
保健師 看護師 助産師	同 上		
補助者	看護師日当の1/2 (100 円未満切捨)	職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号)別表第1行政職給料表2級の職務にある者の旅費相当額	職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号)別表第1行政職給料表2級の職務にある者の時間外勤務手当支給の例による額

地震編資料10 災害時の情報交換に関する協定資料

8 災害時の情報交換に関する協定

平成21年8月31日	災害時の情報交換に関する協定 (地震編資料10-1)	塩竈市長と 国土交通省東北地方整備局長
------------	-------------------------------	------------------------

地震編資料10-1 災害時の情報交換に関する協定

塩竈市長と国土交通省東北地方整備局長



災害時の情報交換に関する協定

4

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、塩竈市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 塩竈市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 塩竈市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき



（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。



（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平常の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

地震編資料 1 1 災害時における応急生活物資の配送等に関する協定資料

9 災害時における応急生活物資の配送等の協定		
平成25年10月22日	災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定 (地震編資料 1 1 - 1)	塩竈市長と ヤマト運輸株式会社宮城主管支店
平成26年8月28日	災害時における緊急物資の輸送に関する協定 (地震編資料 1 1 - 2)	塩竈市長と 公益社団法人宮城県トラック協会 塩釜支部

地震編資料11-1 災害時における応急生活物資の配送等に関する協定
(ヤマト運輸株式会社宮城主管支店)

災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定書

塩 竈 市

ヤマト運輸株式会社

災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社宮城主管支店（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等への物資の配送（以下「物資の配送」という。）及び甲が管理する支援物資拠点への物資の受け入れ、仕分け、出庫（以下「物資の受け入れ等」という。）及び支援物資拠点の物資管理（以下「物資管理」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の要請により乙が行う物資の配送、物資の受け入れ等及び物資管理に関し必要な事項を定めることにより、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（要請の内容）

第2条 甲は、次の事項について乙に要請することができる。

- (1) 物資の配送に関すること。
- (2) 物資の受け入れ等に関すること。
- (3) 物資管理に関すること。
- (4) その他甲乙双方が必要と認めること。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り対応するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、前条第1項に掲げる事項について要請するときは、物資の配送等に関する要請書（別記様式）を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後速やかに物資の配送等に関する要請書を提出するものとする。

（連絡先の報告）

第4条 甲及び乙は、連絡を円滑に行うため連絡責任者を定め相手方に報告するものとする。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項に掲げる事項を実施するために要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用（支払時期及び支払方法を含む。）については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害応急対策及び災害復旧対策に関し必要な事項について情報交換に努めるものとする。

(免除)

第7条 乙が災害により被害を受けたときは、甲乙協議のうえ第2条第1項に掲げる事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通保有するものとする。

平成25年 10月 22日

甲 宮城県塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤 昭



乙 宮城県仙台市泉区大沢3丁目1番地の3
ヤマト運輸株式会社 宮城主管支店

主管支店長

宮坂 直孝



別記様式（第3条関係）

物資の配送等に関する要請書

年 月 日

ヤマト運輸株式会社 殿

塩竈市長

年 月 日に締結した「災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定」
第3条の規定に基づき、下記事項について要請します。

記

要請事項及び要請の有無	具体的な内容	備考
第2条第1号 有・無		
第2条第2号 有・無		
第2条第3号 有・無		
第2条第4号 有・無		

地震編資料 1 1－2 災害時における緊急物資の輸送に関する協定

塩竈市長と公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部

緊急物資の輸送に関する協定書

宮 城 県 塩 竈 市

公益社団法人
宮城県トラック協会塩釜支部

緊急物資の輸送に関する協定書

塩竈市(以下「甲」という。)と公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部(以下「乙」という。)は、緊急物資の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、塩竈市地域防災計画に基づき、災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。)が発生した場合に甲が乙に対して要請する生活救援物資等の緊急輸送(以下「緊急輸送」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合で乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、別に定める様式により緊急輸送の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後速やかに同様式を提出するものとする。

(実 施)

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、通常業務に優先して緊急輸送を実施するものとする。

(報 告)

第4条 乙は、緊急輸送を実施したときは、甲に対し、別に定める様式により実施状況を報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、その後速やかに同様式を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙が緊急輸送を実施するために要した費用を負担する。

- 2 前項の費用の額は、災害発生時における輸送従事事業者の届出運賃・料金を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

(事故等)

第6条 乙は、乙が緊急輸送を実施するにあたり使用した車両(次項において「輸送車両」という。)が事故その他の事由により運行を中断したときは、速やかに当該車両を交換し、緊急輸送を継続するものとする。

- 2 乙は、緊急輸送の実施に際し、輸送車両に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、緊急輸送の実施に際し乙の責めに帰すべき事由により第三者又は緊急輸送に従事した者(同伴者を含む。)に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補 償)

第8条 第3条の規定により緊急輸送に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(車両状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送を円滑に行うために必要と認めたときは、乙または乙に加盟する会員等が保有する車両の数量等について、乙に報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては市民総務部市民安全課長、乙においては公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部事務長とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1箇月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成26年8月28日

塩竈市旭町1番1号

(甲)

塩竈市長

佐藤 昭



塩竈市新浜町三丁目6番5号

(乙) 公益社団法人 宮城県トラック協会 塩釜支部

支部長

伊藤 治



様式1 (第2条関係)

平成 年 月 日

公益社団法人
宮城県トラック協会塩釜支部
支部長 殿

塩竈市長

緊 急 輸 送 要 請 書

平成 年 月 日締結の「緊急物資の輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき下記の通り緊急輸送を要請します

記

- 1 災害の状況及び緊急輸送を必要とする理由
- 2 緊急輸送に必要とする車両の車種、台数及び人員

車種(形状)	最大積載量(t)	台数	従事人員

- 3 緊急輸送を必要とする期間、場所等

輸送期間	搬送先	集合	
		日時	場所

- 4 輸送品目及び数量
- 5 現場責任者
- 6 その他必要な事項

(町担当者；所属 担当者氏名 電話番号)

様式2（第4条関係）

平成 年 月 日

塩竈市長 殿

公益社団法人
宮城県トラック協会塩釜支部
支部長

緊急輸送業務実施報告書

「緊急物資の輸送に関する協定」に基づき、緊急輸送業務を実施しましたので
下記の通り報告します。

記

1 緊急輸送の実施内容

輸送年月日

輸送場所（区間）

使用台数

輸送品目及び数量

その他

輸送実施業者

2 費用の概算

3 その他

支部	名 称	代表者	所在地	TEL	FAX
1	(株)暁運輸 仙台営業所	菊田 正義	多賀城市明月1丁目 5-12-312号	022-781-7665	022-361-3321
2	(有)浅野土建	浅野 幸子	宮城郡利府町加瀬字 新南浦1-1-301	022-356-3535	022-356-5219
3	(有)旭運送	鹿野 宏康	多賀城市栄三丁目 5-4	022-363-2313	022-367-3425
4	石巻みなと商運(株) 仙台営業所	齋藤 浩喜	多賀城市栄二丁目 106-1	022-365-6915	022-365-8489
5	伊藤トラック(有)	伊藤 治	多賀城市大代一丁目 3-2	022-366-1131	022-366-1133
6	(有)岩井運送	岩井 雄一	宮城郡七ヶ浜町松ヶ 浜字謡37-7	022-797-2788	022-797-3390
7	上野輸送(株) 塩釜営業所	甲斐田 透	多賀城市栄 2-7-20	022-362-1538	022-362-1633
8	N X 港運輸送(株)	大坂 昭	多賀城市宮内二丁目 5-45	022-367-1135	022-365-6583
9	N X 仙台塩竈港運 (株)	佐藤 謙	塩釜市貞山通一丁目 6-38	022-364-5111	022-367-1319
10	(株)F・Cライン	蒔田真佐三	仙台市宮城野区出花 2丁目11-9	022-355-6891	022-355-6892
11	(有)エムロード	三浦 幸喜	宮城郡七ヶ浜町松ヶ 浜字謡35-9-105	022-349-7789	022-349-7796
12	(株)岡崎運輸	住家 文浩	塩釜市新浜町一丁目 27-1	022-365-1081	022-365-5134
13	押田運送(有)	押田 真吾	塩釜市新浜町3丁目 15-4	022-366-2004	022-366-2005
14	(株)カネヒロ	古川 浩司	塩釜市貞山通 3-2-7	022-366-1161	022-366-1162
15	カメイ物流サービ ス(株)多賀城営業所	武山 竜也	多賀城市栄二丁目 7-36	022-365-3411	022-367-1291
16	カメイ物流サービ ス(株) 仙台営業所	目黒 直人	塩釜市貞山通二丁目 9-1	022-362-1428	022-361-3201
17	(有)期成運輸	高橋 渉	塩釜市字伊保石 153-6	022-366-6550	022-765-9263
18	(株)キョードーカー ゴ 仙台営業所	水野 和則	多賀城市宮内1-10- 1 ナイス物流内	090-4076-3451	048-990-8301

19	草刈建設(株)	草刈賢太郎	多賀城市宮内一丁目 2番2号	022-353-9752	022-353-9762
20	(株)熊谷商事運輸	熊谷 新一	宮城郡七ヶ浜町境山 2-21-36	022-361-8708	022-361-8709
21	(有)黒潮重機興業	菅原 隆太	多賀城市宮内1丁目 13-13	022-367-5288	022-367-5289
22	(有)K WORK SERVICE	鎌田 雄作	塩釜市新浜町1丁目 37-3	022-762-6390	022-762-6389
23	高運送(株)	河津 博文	多賀城市栄 3-4-4	022-361-0271	022-365-8501
24	(株)KOUSYUN	高橋 俊明	多賀城市大代5丁目 8-2	022-781-7630	022-781-7633
25	(株)互興運送	沼田 克也	塩釜市新浜町三丁目 109-53	022-365-5551	022-365-5554
26	(有)小堀商事	小堀 智由	塩竈市新浜町1-25 -44 サパティオ B201号	022-355-9626	022-355-9627
27	(株)サクライ LINE	櫻井 誠	多賀城市栄二丁目 6番22号	022-352-8020	022-352-8021
28	三陸運輸(株)	高城 崇充	仙台市宮城野区港 4丁目9番6号	022-253-7708	022-253-7714
29	三陸輸送(株)	成島 守	仙台市宮城野区仙台 港北2丁目8番地-18	022-258-8071	022-258-8616
30	塩釜運送事業 協同組合	浅田 晋一	塩釜市新浜町三丁目 6-5 (塩釜輸送サビ センター内)	022-362-3945	022-362-3945
31	塩釜トラック(株)	及川美千子	仙台市宮城野区港 三丁目3番3-2	022-258-3855	022-258-3742
32	(有)塩釜マルセ運送	丹 亮介	塩釜市貞山通一丁目 2-28	022-362-2316	022-364-8558
33	塩釜陸運(株)	浅田 晋一	塩釜市新浜町二丁目 18-18-2	022-365-3137	022-364-9567
34	塩釜陸運(株) 仙台港営業所	氏家 裕幸	仙台市宮城野区港 2-1-12	022-387-2641	022-387-2644
35	(株)城南物流	蓬田 正美	塩釜市新浜町 1-27-16	022-361-8835	022-361-8836
36	(株)昇竜運輸	佐野 勝	多賀城市新田字 北関合39-27	022-309-5236	022-346-8627

37	伸栄工業(株)	菅原 貞春	宮城郡利府町加瀬 字十三塚 9 5 - 1	022-767-5327	022-767-5328
38	(株)鈴木産業	鈴木 雅晴	多賀城市山王字南 寿福寺 3 0 - 2	022-368-4098	022-309-1760
39	(株)ゼロ・プラス東日本 仙台カスタマーサービスセンター	平野 好典	多賀城市町前 1 - 7 - 2	022-366-3350	022-361-3137
40	仙台臨海通運(株)	田村 俊一	仙台市宮城野区港 4 - 1 1 - 2	022-259-3564	022-259-3605
41	大北運輸(株) 仙台営業 所	藤永 浩介	仙台市宮城野区港 4 - 1 6 - 3	022-387-2947	022-387-2941
42	大和物流(株) 仙台支店	酒井 正博	多賀城市栄 4 丁目 4 番 1 - 1 号	022-361-3771	022-367-7515
43	(株)千葉重機	千葉 昌昭	多賀城市市川字城 前 7 7	022-368-0715	022-368-1330
44	(株)司商事	大野 康司	宮城郡七ヶ浜町東 宮浜字小田 32-3	022-352-4924	022-352-4954
45	(株)トートランスポート	高橋 行好	多賀城市新田字南 関合 3 7 - 1 7	022-368-5902	022-368-5902
46	(有)テー・エム物流	菅原 弘志	仙台市青葉区みや ぎ台二丁目 18-17	022-394-6867	022-394-6867
47	天神運輸倉庫(株)	加藤 憲司	宮城郡七ヶ浜町遠 山五丁目 7 - 1	022-366-9222	022-364-1310
48	(株)天佑	大宮 啓治	宮城郡七ヶ浜町東 宮浜字東兼田 35-1	022-352-7500	022-352-7600
49	東奥陸送(株)	杉田 忠敬	黒川郡大衡村中央 平 2 番地	022-345-0180	022-345-0182
50	(株)東邦輸送	菅原 通	塩竈市楓町 1-2-3	022-365-3742	F A X なし
51	(株)東北三光	阿部 悟志	塩釜市貞山通 三丁目 7 - 2 7	022-366-2701	022-362-3657
52	東北自動車輸送(株)	針生謙一郎	仙台市泉区明石南 1 - 1 8 - 9	022-371-6660	022-371-6662
53	(有)東北豊栄輸送	和山 信昭	多賀城市笠神 四丁目 5 - 2 7	022-367-6661	022-367-6663
54	東北陸運(株)	木村 剛	塩釜市新浜町 二丁目 2 - 4 2	022-364-0128	022-364-0154
55	東北菱倉運輸(株)	仲亀 智則	仙台市宮城野区仙 台港北 2 - 5 - 7	022-387-2333	022-387-2363

56	(株)東洋陸送社 仙台営業所	佐々木善之	多賀城市栄4-1-1	022-364-7211	022-364-7212
57	(株)トーア物流 塩釜営業所	大串 靖和	多賀城市栄3-5-5	022-365-5573	022-362-9038
58	(株)トーウン TLP東北 東北センター	新井 孝	多賀城市栄2-1-1 MJ ロジパーク仙台 1F	022-355-9922	022-355-9929
59	(株)豊島	坂本 晃久	塩釜市杉の入 3-25-2	022-362-2474	022-362-8873
60	トヨタ輸送(株) 仙台営業所	菅谷 稔	黒川郡大衡村中央 平2	022-345-0121	022-345-0128
61	(有)トランスポートサービス	深堀 進二	宮城郡七ヶ浜町東 宮浜字西兼田6-1	022-362-7515	022-362-7516
62	中の島運輸(株)	高橋 恭代	塩釜市杉の入四丁目 6-15	022-367-3591	022-364-9213
63	日本アルコール物流(株) 仙台営業所	土井 康弘	宮城郡七ヶ浜町東 宮浜字笠岩16-25	022-365-6152	022-365-6185
64	ファーストライナー(株)	平木 英樹	多賀城市宮内1丁目 7番4号	022-352-4022	022-352-4021
65	福島県北運輸(株) 仙台支店	佐藤 浩二	仙台市宮城野区中 野5-3-36	022-388-7285	022-388-7286
66	(株)藤	佐藤 博	塩釜市清水沢 4-44-15	022-365-5783	022-365-5783
67	(株)フジトランスライナー仙台営業所	大脇 幸治	多賀城市明月 2-1-60	022-367-2871	022-367-2875
68	(株)藤原清掃	藤原 健一	多賀城市栄2丁目 5番3号	022-364-0827	022-366-8343
69	船引運輸(株) 七ヶ浜営業所	三浦 文雄	宮城郡七ヶ浜町東 宮浜字笠岩16-24	022-253-7502	022-253-7507
70	ホクブトランスポート(株) 仙台支店	工藤 幸文	黒川郡大衡村奥田 字奥田中66-2	022-345-5531	022-345-5533
71	(有)松島商会	遠藤 吉三	宮城郡松島町磯崎 土樋合3-7	022-354-4011	022-354-4011
72	丸伊運送(株)	伊勢 長治	宮城郡七ヶ浜町東 宮浜字西浦田4-1	022-364-8523	022-364-8928
73	(株)マルノウチ 東北営業所	宮崎 幸正	黒川郡大衡村中央 平2 トヨタ輸送(株)宮 城物流センター内	022-346-0590	022-346-0591

74	マルハ運輸(株) 塩釜営業所	橋本 庸輔	塩釜市新浜町 1-2-42	022-366-2238	022-366-7477
75	マルハマ運輸(株)	佐藤 正夫	塩釜市新浜町2丁目 103-55	022-366-3347	022-366-7935
76	(株)丸山運送	三浦 一夫	仙台市宮城野区港 4-1-2	022-258-0665	022-258-0889
77	(有)丸山産業 塩釜営業所	八巻 博徳	塩竈市貞山通3丁目 29-46	022-253-6727	022-253-6728
78	(株)美琴建設	三塚 輝夫	宮城郡七ヶ浜町東 宮浜字小田32-1	022-778-3179	022-702-4472
79	宮城光和運輸(株)	戸塚 隆之	多賀城市宮内二丁目 1-3	022-365-8224	022-365-8615
80	門馬商運(株)	門馬 正人	多賀城市栄2丁目 5-20	022-361-3081	022-361-3082
81	門馬商事(株)	門馬 はやと 勇人	多賀城市栄2丁目 5-20	022-361-7126	022-361-7124
82	山田運送(株) 仙台営業所	山田 正	宮城郡七ヶ浜町吉 田浜字明神52	022-355-5707	022-355-5711
83	ヤマヤ産業(株) 本社営業所	佐藤 栄寿	宮城郡七ヶ浜町境 山一丁目5-18	022-367-3584	022-367-3697
84	(株) ロイヤルネット	高橋左和治	塩釜市新浜町1- 27-16	022-781-5243	022-781-5244
85	(株)若商	土井 孝一	多賀城市町前1丁 目9番47号	022-352-1651	022-352-1652
86	(株)和孝運輸	馬場 学	仙台市宮城野区仙 台港北2-5-3	022-388-7330	022-388-7350
87	(有)渡邊運送	渡邊 一夫	宮城郡七ヶ浜町吉 田浜字神明60番 地1	022-357-5105	022-357-5106

地震編資料 1 2 消防水利等に関する資料

地震編資料 1 2 - 1 塩竈市防火水槽一覧表

No.	区 No.	担当	番号	耐震 性	貯水量						所在地	道路内	公用 地	私有 地	目標物等	設置年月日	備考
					20	35	40	50	60	80							
1	1	東 3 区	A	無			○				尾島町 3-2-7	●市			亀山宅前	S45.3.9	
2	2	東 3 区	B	無			○				旭町 1-1		●		塩竈市役所西側構内	S27.9.26	
3	3	東 4 区	A	無			○				錦町 3			●	願成寺境内	S44.1.20	
4	4	東 4 区	B	無			○				錦町 5-3-2	●市			柴崎養吉宅前	S44.12.26	
5	5	東 4 区	C	無			○				錦町 16-5			●	坂病院北側駐車場入口	S27.9.26	
6	6	東 5 区	A	無			○				花立町 15-1		●		第三小学校体育館東側	S40.10.19	
7	7	東 5 区	B	無	○						花立町 15-1	●市			第三小学校プール南側路上	S29.7.24	
8	8	東 6 区	A	無			○				新富町 28-3-4	●市			大井産婦人科医院前	S40.2.26	
9	9	東 6 区	B	無			○				新富町 31-1	●			鈴木タイル店前	S54.12.1	
10	10	東 7 区	A	無			○				新富町 30-4-2	●私			清野工務店前	S54.12-	所有者不明
11	11	東 8 区	A	無	○						港町二丁目 11-30	●市			ポートサイドPAL前	S24.5.4	
12	12	東 9 区	A	有			○				舟入一丁目 5-3-5	●市			伊勢和夫宅前	H1.3.28	
13	13	東 9 区	B	無			○				舟入二丁目 2-3	●市			千葉文男宅前	S47.5.10	
14	14	東 10 区	A	無			○				牛生町 23-5	●市			更新社クリーニング店前	S37.9.3	
15	15	東 10 区	B	有					○		芦畔町 13		●		芦畔町児童公園内	H10.2.10	
16	16	東 10 区	C	有					○		牛生町 15		●		牛生町公園内	H12.3.15	
17	17	東 11 区	A	無			○				貞山通二丁目 3	●市			塩釜海技専門学院脇	S34.3.12	
18	18	東 12 区	A	無			○				貞山通二丁目 7-1	●港			太平洋セメント南側	S34.3.12	
18	19	東 13 区	A				○				貞山通一丁目 8番			●	青南商事内		
19	20	東 13 区	B					○			貞山通一丁目 8番			●	青南商事内		工業用水6t・ 屋外消火栓14 t・消防用水30 t
20	1	西 2 区	A	無			○				一森山 1	●市			鹽竈神社第二講堂前	S54.12.12	
21	2	西 2 区	B	無			○				みのが丘 3		●		塩釜市立第一中学校校庭内	S29.7.24	
22	3	西 2 区	C	無			○				一森山 1			●	志波彦神社脇	不明	私設
23	4	西 2 区	D	無					○		一森山 1			●	神社馬場東	不明	私設
24	5	西 2 区	E	無	○						一森山 1			●	神社馬場西	不明	私設
25	6	西 2 区	F	無					○		一森山 1			●	神社馬場ポンプ小屋	不明	私設
26	7	西 2 区	G	有					○		一森山 1			●	神社第三駐車場内	H17.3.17	写真無し
27	8	西 3 区	A	無			○				西町 3-1	●市			四方数跡児童公園脇	S57.2.3	
28	9	西 3 区	B	有			○				西町 4-2		●		マコロ屋(表坂向い)	S59.5.30	
29	10	西 3 区	C	有					○		西町 8	●市			浪切不動入口脇	H9.1.23	
30	11	西 4 区	A	無			○				月見ヶ丘 1-2		●		月見ヶ丘小学校校庭内	S34.3.12	
31	12	西 4 区	B	無			○				向ヶ丘 16-3			●	児玉政昭宅前	S35.4.14	
32	13	西 6 区	A	無			○				一森山 3-3-2	●市			加藤静宅前	S57.5.14	
33	14	西 7 区	A	無			○				今宮町 9-1		●		塩竈市体育館南側	S27.9.26	
34	15	西 7 区	B	無			○				長沢町 12-2	●市			齋良雄宅前	S35.4.14	
35	16	西 7 区	C	無			○				今宮町 6-2	●市			鈴木栄一宅前	S41.11.5	
36	17	西 7 区	D	無			○				今宮町 15-1	●市			テイク美容室前	S30.11.8	
37	18	西 7 区	E	無			○				今宮町 11-11	●市			新田晃一宅前	S57.12.28	
38	19	西 8 区	A	無	○						小松崎 6	●私			八巻君夫宅前	S32.1.11	
39	20	西 8 区	B	無			○				梅ノ宮 4-2	●市			星力宅前	S27.9.26	
40	21	西 8 区	C	有			○				庚塚 5-5-2	●市			四季の社内A	平成15年度	写真無し
41	22	西 8 区	D	有					○		庚塚 1-1		●		市営梅の宮住宅敷地内	H17.11.21	写真無し
42	23	西 9 区	A	無			○				清水沢一丁目 37		●		清水沢スポーツ公園内	S54.4.13	
43	24	西 9 区	B	有					○		清水沢二丁目地内		●		清水沢西公園駐車場内	H20.3	
44	25	西 10 区	A	無			○				清水沢二丁目 12-1			●	新浜線1号送電線下	昭和51年度	無償貸借契約
45	26	西 10 区	B	無			○				後楽町		●		後楽遊園地内	S34.12.5	

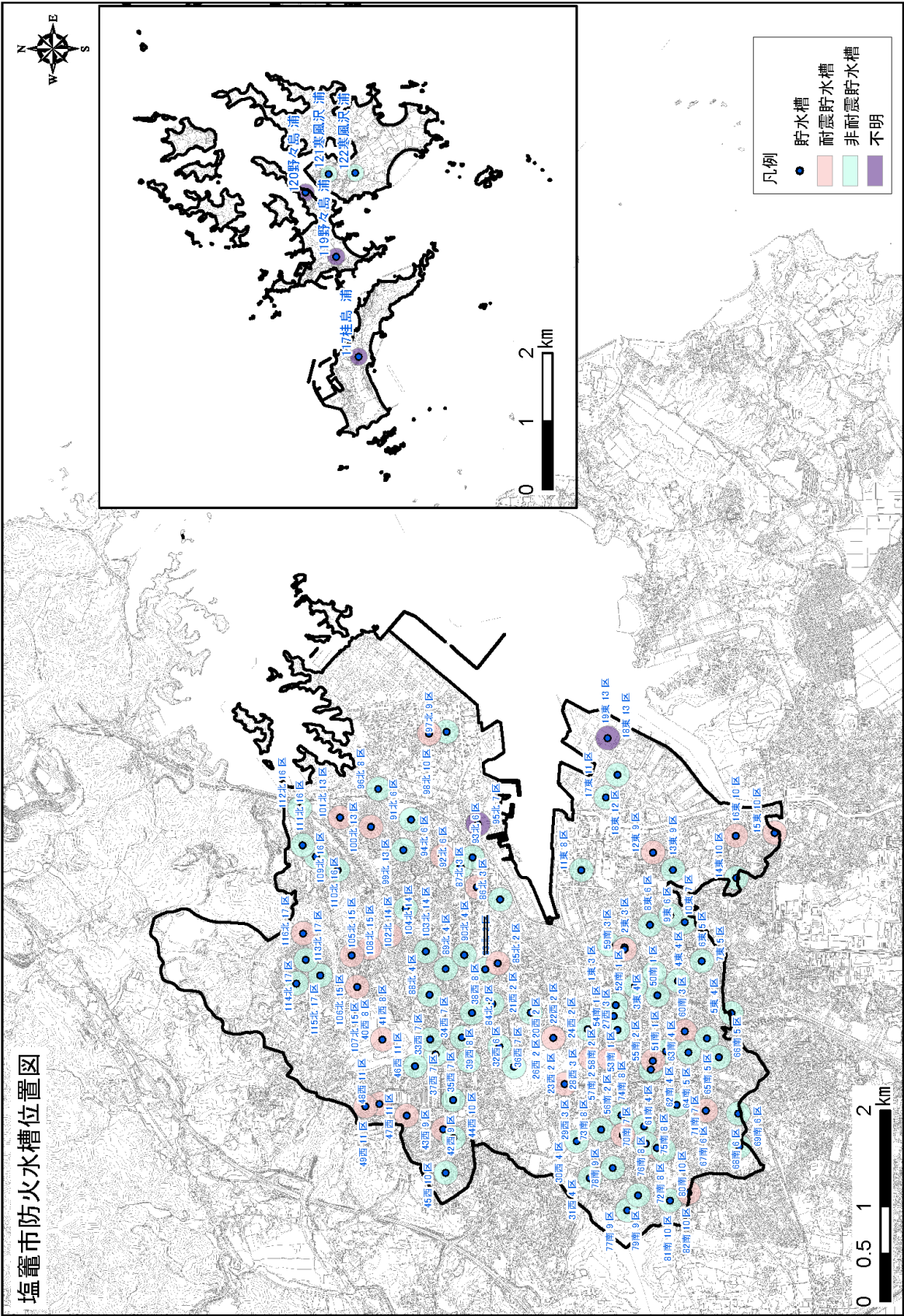
第1編 地震災害対策編資料

No.	区 No.	担当	番号	耐震 性	貯水量					所在地	道路内	公用 地	私有 地	目標物等	設置年月日	備考
					20	35	40	50	60	80						
46	27	西 11 区	A	無			○			清水沢三丁目12-1	●市			松本繁宅前	S54.1.20	
47	28	西 11 区	B	有			○			清水沢三丁目29-4		●		阿部四郎宅前	H14.4.24	
48	29	西 11 区	C	有			○			清水沢四丁目5-10		●		斉藤隆宅東	H14.4.24	
49	30	西 11 区	D	有					○	清水沢四丁目20		●		清水沢1号公園内	H14.3.12	
50	1	南 1 区	A	無			○			南町5-1	●市			渡辺米穀店斜め向	S27.9.26	
51	2	南 1 区	B	無	○					佐浦町7-16	●私			西塩釜入口向	不明	
52	3	南 1 区	C	無			○			南町11-1			●	雲上寺内	S40.10.15	
53	4	南 1 区	D	無			○			泉ヶ岡1-1		●		第一小学校正門脇	不明	
54	5	南 1 区	E	無	○					泉ヶ岡1-1		●		第一小学校体育館脇	不明	
55	6	南 2 区	A	無			○			泉ヶ岡7-1		●		塩釜高校東キャンパス校庭内	S31.9.2	
56	7	南 2 区	B	無	○					泉ヶ岡10-1	●市			塩釜高校西キャンパス入口校門前	S31.9.2	
57	8	南 2 区	C	無			○			泉ヶ岡10-1	●市			塩釜高校西キャンパスグラウンド南側	S58.12.8	
58	9	南 2 区	D	有					○	泉ヶ岡10-1	●市			塩釜高校西キャンパス南側入口	H10.2.20	
59	10	南 3 区	A	有			○			番津町7-1	●市			塩竈市立病院下	S60.4.16	
60	11	南 3 区	B	有			○			桜ヶ丘11-16	●市			遠藤洋品店下	S60.4.16	
61	12	南 4 区	A	無			○			石堂3-17	●県			日蓮正宗徳妙寺前	S55.3.27	県道
62	13	南 4 区	B	無			○			石堂1-36	●市			森繁信宅前	S40.2.26	
63	14	南 4 区	C	有					○	石堂2番地内		●		東玉川公園内	H17.3.29	写真無し
64	15	南 5 区	A	無	○					白萩町2-26	●市			ヤマハ音楽教室裏	S32.1.11	
65	16	南 5 区	B	無	○					野田1-15	●市			大槻宅前	S30.11.8	
66	17	南 5 区	C	無			○			野田6-12	●市			長井久雄宅前	S38.12.25	
67	18	南 6 区	A	有			○			玉川一丁目3-38	●市			コーボスズキB前	S60.4.16	
68	19	南 6 区	B	無			○			袖野田町3-20		●		仙台法務局塩竈支局東側ゲートボール場内	不明	
69	20	南 6 区	C	無			○			袖野田町12-26				南錦町コミュニティセンター		
70	21	南 7 区	A	無			○			玉川三丁目9-37	●市			鈴木滋夫宅前	S54.4-	
71	22	南 7 区	B	無			○			玉川二丁目9-1		●		玉川小学校西側	S37.12.18	
72	23	南 8 区	A	有			○			玉川三丁目8-37		●		母子沢コミュニティセンター前	平成15年度	
73	24	南 8 区	B	無	○					向ヶ丘1-23			●	渡辺宅脇	S30.11.8	
74	25	南 8 区	C	無			○			赤坂26-16	●私			山田宅前	S56.3.20	
75	26	南 8 区	D	無			○			白菊町2-37	●市			高橋幸二宅前(母子石前)	不明	
76	27	南 8 区	E	有			○			白菊町10-52				高橋宅前		
77	28	南 9 区	A	無			○			大日向町27-15	●私			我妻忠男宅脇	不明	
78	29	南 9 区	B	無			○			向ヶ丘11-1	●市			カットショップビートル脇	S40.2.26	
79	30	南 9 区	C	無			○			大日向町24-10	●市			鈴木信幸宅前	S44.1.30	
80	31	南 10 区	A	無			○			玉川三丁目8-2	●市			ヘアーサロンフジ向い	S37.1.31	
81	32	南 10 区	B	無			○			母子沢町11-20	●市			熊谷三郎宅脇	S53.1.11	
82	33	南 10 区	C	有			○			母子沢町1-1	●市			市営新玉川住宅しおかぜ前	S61.3.25	
83	1	北 2 区	A	無			○			小松崎10-1		●		第二小学校北門	S57.3.25	
84	2	北 2 区	B	無					○	小松崎10-7		●		小松崎集会所前	S25.5.19	私設 R2.1.30撤去済
85	3	北 2 区	C	有			○			小松崎11-18		●		第二小学校南側入口	S59.1.31	
86	4	北 3 区	A	無			○			北浜四丁目6-52		●		老人福祉センター駐車場内	S58.3.25	
87	5	北 3 区	B	有					○	藤倉二丁目2-12		●		塩竈市藤倉児童遊園内	H13.2.28	
88	6	北 4 区	A	無			○			梅ノ宮15	●市			梅ノ宮神社前	S38.12.25	
89	7	北 4 区	B	無			○			梅ノ宮20-2	●市			阿部誠一宅前	昭和50年度	
90	8	北 4 区	C	無			○			藤倉一丁目20-29	●私			コーボツカモト脇	S48.3.25	
91	9	北 6 区	A	無			○			杉の入一丁目		●		杉の入小学校入口	S58.12.27	
92	10	北 6 区	B	無	○					藤倉三丁目17-53	●市			小野正雄宅脇	S32.1.11	
93	11	北 6 区	C	無			○			藤倉三丁目3-15		●		横井あや宅前	不明	
94	12	北 6 区	D	有					○	藤倉三丁目18		●		杉の入町内会集会所前公園内	H14.2.1	
95	13	北 7 区					○			北浜四丁目14-1			●	東北ドック鉄工（株）橋内		私設
96	14	北 8 区		無	○					杉の入三丁目3-1			●	杉の入ショッピングセンター内		私設
97	15	北 9 区	A	無			○			新浜町一丁目17	●			東北資材工業（株）塩釜営業所前	S56.3.26	
98	16	北 10 区	A	有			○			新浜町一丁目24-20	●市			カネヨ山野辺水産第二工場西	S61.3.4	

第 1 編 地震災害対策編資料

No.	区 No.	担当	番号	耐震 性	貯水量						所在地	道路内	公用 地	私有 地	目標物等	設置年月日	備考
					20	35	40	50	60	80							
99	17	北 13 区	A	無			○				楓町三丁目 2		●		楓町公園内(菅原商店脇)	不明	
100	18	北 13 区	B	有					○		杉の入二丁目 1 4		●		杉の入公園内	H10.12.14	
101	19	北 13 区	C	有					○		杉の入三丁目 1 4		●		杉の入第2公園内	H15.3.20	
102	20	北 14 区	A	無			○				松陽台一丁目 1 7 - 1 1	●市			平山優宅前	不明	
103	21	北 14 区	B	無			○				松陽台三丁目 1 5 - 9		●		八木修一宅東側公園内	不明	
104	22	北 14 区	C	有					○		松陽台二丁目 2 - 6		●		松陽台集会所内	H17.3.10	写真無し
105	23	北 15 区	A	有			○				庚塚 1 5 2	●市			小野清蔵宅前	S61.3.4	
106	24	北 15 区	B	有					○		庚塚 5 3 番地内		●		梅ヶ丘公園内	H12.2.21	
107	25	北 15 区	C	有			○				庚塚 3 0 - 1 1 6		●		四季の杜内B	平成15年度	
108	26	北 15 区	D	有					○		庚塚 1 2 8 - 8 2		●		庚塚 1 号公園	H19.2	写真無し
109	27	北 16 区	A	無			○				青葉ヶ丘 3		●		青葉ヶ丘公園内	S56.4.23	
110	28	北 16 区	B	無			○				青葉ヶ丘 2 4		●		青葉ヶ丘東公園内	S56.4.23	
111	29	北 16 区	C	無			○				青葉ヶ丘 3 3 - 1 5		●		岩崎悦三宅脇	S57.8.19	
112	30	北 16 区	D	無			○				青葉ヶ丘 3 9		●		新青葉ヶ丘自然公園展望台下	S57.8.19	
113	31	北 17 区	A	無			○				千賀の台一丁目 6		●		千賀の1号公園内	不明	写真無し
114	32	北 17 区	B	無			○				千賀の台二丁目 6		●		千賀の台公園内	不明	写真無し
115	33	北 17 区	C	無			○				千賀の台二丁目 1 2		●		千賀の台3号公園内	不明	写真無し
116	34	北 17 区	D	有					○		千賀の台一丁目 1 3		●		千賀の台2号公園内	平成17年度	写真無し
117	1	桂島 浦	A				○				桂島字鬼ヶ浜 2 4 - 1				ペンション鬼ヶ浜北側		
118	2	桂島 浦	B				○										
119	3	野々島 浦	A				○				野々島字吹越 1				野々島自然塾前		
120	4	野々島 浦	B		○						野々島字馬越 8				塩竈市立浦戸中学校校門前		
121	5	寒風沢 浦	A	無			○				寒風沢字湊 1 0 5				郷古喜代治宅前		
122	6	寒風沢 浦	B	無			○				寒風沢字中月 2 1				旧浦戸第1小学校校庭内		
計					122	17	3	90	3	19	5	56	48	17			

地震編資料 1 2－2 塩竈市防火水槽位置図



地震編資料 1 3 避難所等に関する資料

地震編資料 1 3 - 1 指定緊急避難場所、指定避難所

13-1.1 塩竈市指定緊急避難場所一覧表

No	施設・場所名	住所	収容人数	備考
1	市立第一小学校	塩竈市泉ヶ岡 1-1	2,700 人	校庭
2	市立第二小学校	塩竈市小松崎 10-1	3,300 人	校庭
3	市立第三小学校	塩竈市花立町 15-1	2,400 人	校庭
4	市立月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘 2-1	3,000 人	校庭
5	市立杉の入小学校	塩竈市杉の入 1-19-1	11,700 人	校庭
6	市立玉川小学校	塩竈市玉川 2-9-1	2,500 人	校庭
7	市立第一中学校	塩竈市みのが丘 3-1	3,000 人	校庭
8	市立第二中学校	塩竈市楓町 2-10-1	4,800 人	校庭
9	市立第三中学校	多賀城市笠神 2-1-1	1,100 人	校庭
10	市立玉川中学校	塩竈市権現堂 19-1	8,400 人	校庭
11	市立浦戸小中学校	塩竈市浦戸野々島字 馬越 8	900 人	校庭
12	桂島ステイ・ステーション	塩竈市浦戸桂島字台 23	1,400 人	校庭
13	寒風沢ステイ・ステーション	塩竈市浦戸寒風沢字 中月 21	1,300 人	校庭
14	宮城県塩釜高等学校 (東キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡 7-1	3,200 人	校庭
15	塩竈市体育館	塩竈市今宮町 9-1	3,100 人	駐車場
16	塩竈市温水プール	塩竈市字杉の入裏 39-173	2,100 人	駐車場
17	塩釜港湾合同庁舎	塩竈市貞山通 3-4-1	130 人	会議室（2 階）
18	稲荷神社境内	塩竈市尾島町 3-12	200 人	
19	塩竈市役所	塩竈市旭町 1-1	400 人	駐車場
20	願成寺境内	塩竈市錦町 3-5	700 人	駐車場
21	東玉川公園	塩竈市石堂 2 番地内	300 人	
22	玉川公園	塩竈市母子沢町 17 番地内	400 人	
23	宮城県塩釜高等学校 (西キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡 10-1	7,200 人	校庭
24	大日向児童遊園	塩竈市大日向町 5 番地内	200 人	
25	月見ヶ丘スポーツ広場	塩竈市月見ヶ丘 6 番地内	5,900 人	

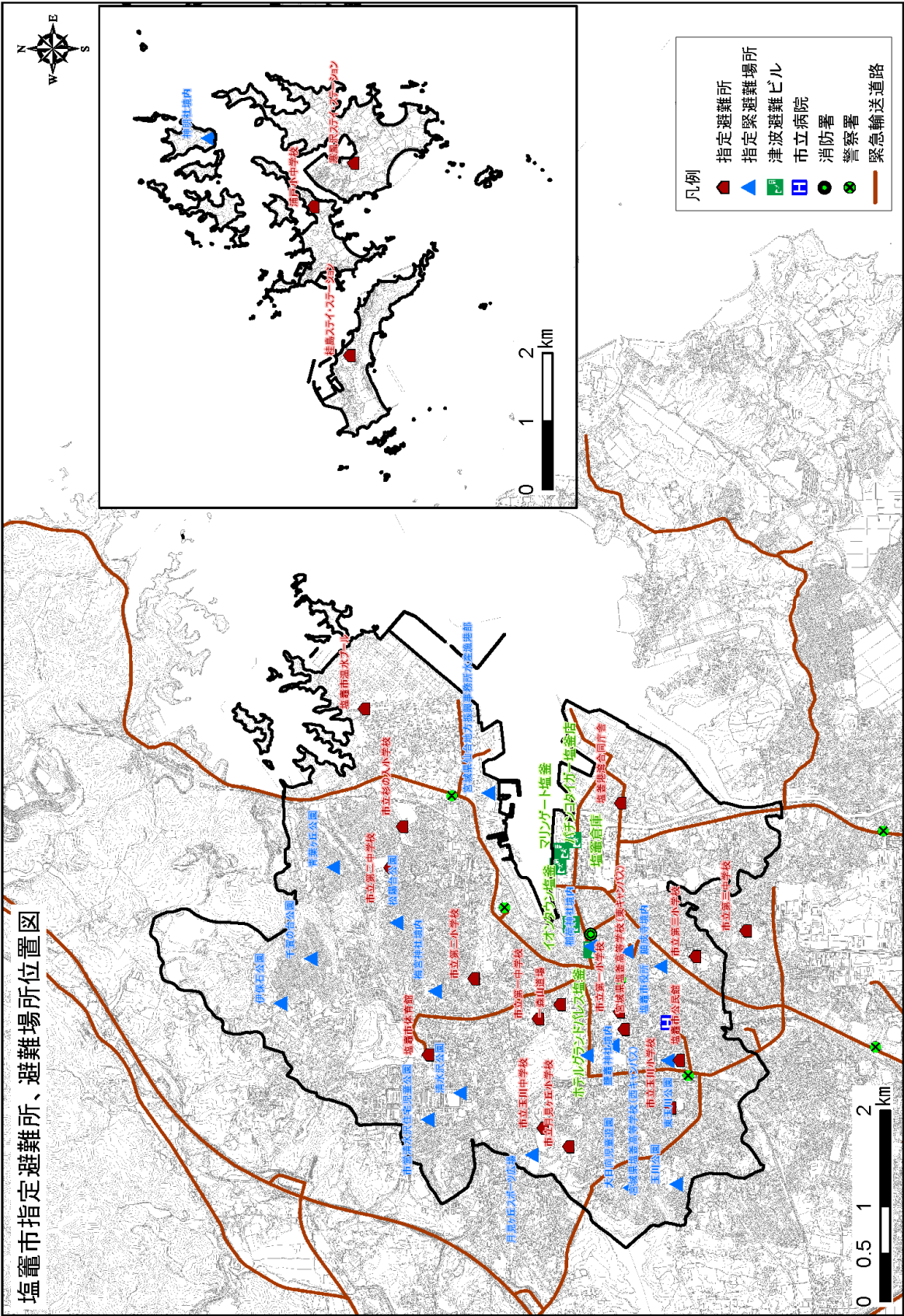
第 1 編 地震災害対策編資料

No	施設・場所名	住所	収容人数	備考
26	市営清水沢住宅児童公園	塩竈市清水沢 2-23 番地内	300 人	
27	清水沢公園	塩竈市清水沢 1-37 番地内	5,400 人	
28	宮城県仙台地方振興事務所 水産漁港部	塩竈市新浜町 1-9 番地内	300 人	駐車場
29	松陽台公園	塩竈市松陽台 1-18 番地内	1,900 人	
30	青葉ヶ丘公園	塩竈市青葉ヶ丘 3 番 地内	1,600 人	
31	千賀の台公園	塩竈市千賀の台 2-6 番地内	3,900 人	
32	鹽竈神社境内	塩竈市一森山 1 番地内	3,100 人	
33	梅宮神社境内	塩竈市梅の宮 15-35	900 人	
34	伊保石公園	塩 竈 市 字 伊 保 石 95-1	1,000 人	
35	神明社境内	塩竈市浦戸野々島字 朴島	40 人	
36	パチンコタイガー塩釜店	塩竈市港町 1-7-5	680 人	津波避難ビル (立体駐車場 2～4 階)
37	イオンタウン塩釜	塩竈市海岸通 15-100	2,450 人	津波避難ビル (屋上駐車場)
38	マリゲート塩釜	塩竈市港町 1-4-1	830 人	津波避難ビル (2～3 階)
39	塩竈倉庫	塩竈市港町 1-7 番地内	250 人	津波避難ビル (港町一号倉庫 3 階)
40	ホテルグランドパレス塩釜	塩竈市尾島町 3-5	671 人	津波避難ビル (宴会場 2～3 階)
			93,651 人	

13-1.2 塩竈市指定避難所一覧表

No	施設・場所名	住所	収容対象地	避難所 収容人数	備考
1	市立第一小学校	塩竈市泉ヶ岡 1-1	学区内地区	300 人	体育館等
2	市立第二小学校	塩竈市小松崎 10-1	学区内地区	400 人	体育館等
3	市立第三小学校	塩竈市花立町 15-1	学区内地区	400 人	体育館等
4	市立月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘 2-1	学区内地区	300 人	体育館等
5	市立杉の入小学校	塩竈市杉の入 1-19-1	学区内地区	400 人	体育館等
6	市立玉川小学校	塩竈市玉川 2-9-1	学区内地区	200 人	体育館等
7	市立第一中学校	塩竈市みのが丘 3-1	学区内地区	300 人	体育館等
8	市立第二中学校	塩竈市楓町 2-10-1	学区内地区	400 人	体育館等
9	市立第三中学校	多賀城市笠神 2-1-1	学区内地区	500 人	体育館等
10	市立玉川中学校	塩竈市権現堂 19-1	学区内地区	400 人	体育館等
11	市立浦戸小中学校	塩竈市浦戸野々島字 馬越 8	野々島	200 人	体育館等
12	桂島ステイ・ステーシ ョン	塩竈市浦戸桂島字台 23	桂島、石浜	100 人	体育館等
13	寒風沢ステイ・ステー ション	塩竈市浦戸寒風沢字中 月 21	寒風沢	100 人	体育館等
14	塩竈市公民館	塩竈市東玉川町 9-1	南部地区の一 部	200 人	
15	宮城県塩釜高等学校 (東キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡 7-1	泉ヶ岡の一部、 香津町	1,187 人	体育館等
16	塩竈市体育館	塩竈市今宮町 9-1	字伊保石、字長 沢、長沢町、今 宮町、清水沢	549 人	第2競技場 (サブアリーナ)
17	塩竈市温水プール	塩竈市字杉の入裏 39-173	新浜町2・3丁目	40 人	軽運動場
18	塩釜港湾合同庁舎	塩竈市貞山通 3-4-1	貞山通	450 人	2階会議室
19	一森山道場	塩竈市宮町 7-15	第一中学校学区 内地区	168 人	
				6,594 人	

地震編資料 1 3－2 塩竈市指定緊急避難場所、指定避難所位置図

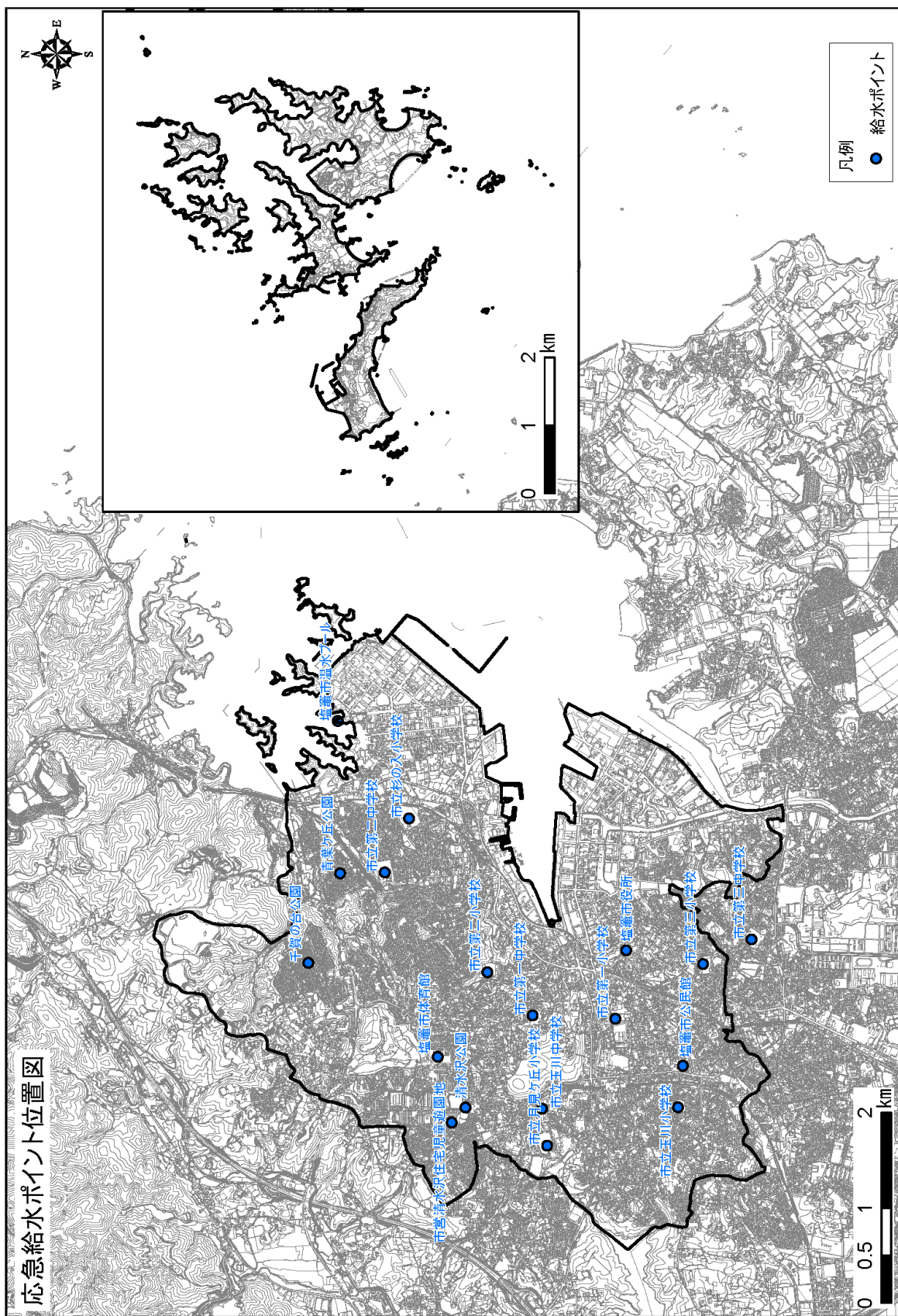


地震編資料 1 4 応急給水に関する資料

地震編資料 1 4 - 1 応急給水ポイント一覧

番号	給水場所名	所在地	収容対象地	避難所 収容人員	避難場所 収容人員
1	市立第一小学校	泉ヶ岡 1-1	学区内地区	300	300
2	市立第二小学校	小松崎 10-1	学区内地区	400	400
3	市立第三小学校	花立町 15-1	学区内地区	400	400
4	市立月見ヶ丘小学校	月見ヶ丘 2-1	学区内地区	300	300
5	市立玉川小学校	玉川二丁目 9-1	学区内地区	200	200
6	市立杉の入小学校	杉の入一丁目 19-1	学区内地区	400	400
7	市立第一中学校	みのが丘 3-1	学区内地区	300	300
8	市立第二中学校	楓町二丁目 10-1	学区内地区	400	400
9	市立第三中学校	多賀城市笠神二丁目 1-1	学区内地区・下馬 の一部、丸山の一 部・笠神の一部	500	500
10	市立玉川中学校	権現堂 19-1	学区内地区	400	400
11	塩竈市公民館	東玉川町 9-1	南部地区の一部	200	200
12	清水沢市営住宅児童遊園 地	清水沢二丁目 18-4	清水沢団地の一部	-	300
13	塩竈市体育館	今宮町 9-1	伊保石、字長沢、 長沢町、今宮町、 清水沢	549	549
14	千賀の台公園	千賀の台二丁目 6 番地内	千賀の台、伊保石、 字庚塚の一部	-	3,900
15	青葉ヶ丘公園	青葉ヶ丘 3 番地内	青葉ヶ丘、字石田、 越の浦 1・2・3 丁 目	-	1,600
16	塩竈市温水プール	杉の入裏 39-173	新浜町 2・3 丁目	40	40
17	清水沢公園	清水沢一丁目 3 番地内	清水沢団地一部、 後楽町、泉沢町	-	5,400
18	塩竈市役所	旭町一丁目 1-1	-	-	400
計				4,389	15,989

地震編資料 1 4-2 応急給水ポイント位置図



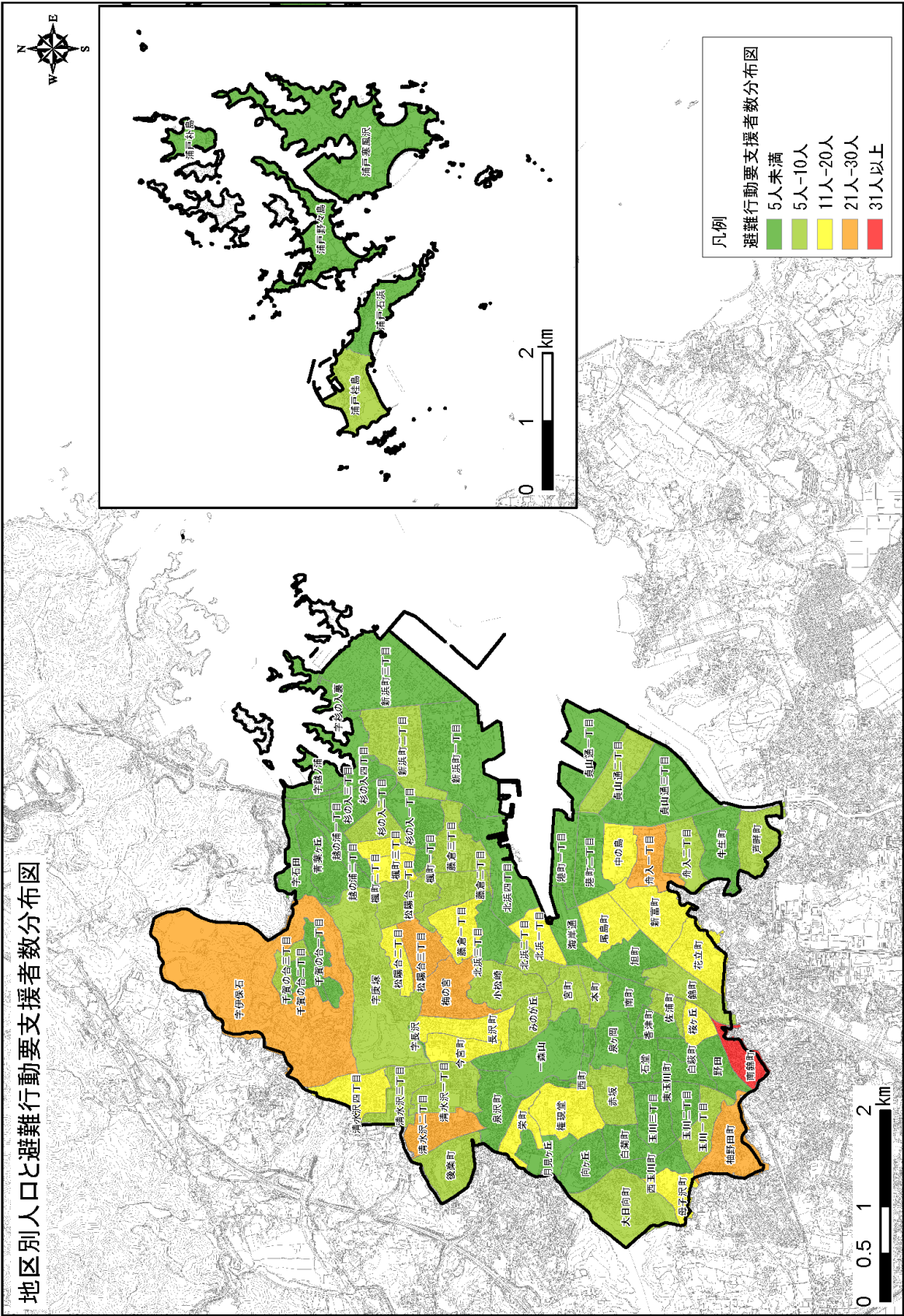
地震編資料 1 5 避難行動要支援者に関する資料

地震編資料 1 5 - 1 地区別人口と避難行動要支援者数一覧表

番号	行政区	人口	世帯	避難行動 要支援者数	避難行動 要支援者率
1	浦戸朴島	10	6	0	0.00%
2	浦戸寒風沢	82	44	2	2.44%
3	字伊保石	1,161	406	19	1.64%
4	浦戸野々島	55	28	1	1.82%
5	千賀の台3丁目	538	201	2	0.37%
6	字石田	266	85	1	0.38%
7	字杉の入裏	25	8	1	4.00%
8	字越ノ浦	0	0	0	0.00%
9	千賀の台2丁目	550	204	0	0.00%
10	青葉ヶ丘	1,210	454	3	0.25%
11	浦戸桂島	96	52	14	14.58%
12	越の浦1丁目	18	8	0	0.00%
13	千賀の台1丁目	651	240	1	0.15%
14	清水沢4丁目	888	292	10	1.13%
15	越の浦2丁目	141	46	1	0.71%
16	杉の入4丁目	158	55	0	0.00%
17	新浜町3丁目	1,365	135	0	0.00%
18	字庚塚	555	474	3	0.54%
19	杉の入3丁目	905	190	2	0.22%
20	杉の入2丁目	28	324	5	17.86%
21	浦戸石浜	350	16	2	0.57%
22	楓町3丁目	962	147	13	1.35%
23	新浜町2丁目	1,278	396	6	0.47%
24	清水沢3丁目	267	538	8	3.00%
25	楓町2丁目	833	103	9	1.08%
26	松陽台1丁目	620	300	5	0.81%
27	松陽台2丁目	753	252	17	2.26%
28	杉の入1丁目	754	294	4	0.53%
29	松陽台3丁目	1,151	299	19	1.65%
30	清水沢2丁目	1,212	467	22	1.82%
31	清水沢1丁目	1,223	452	7	0.57%
32	後楽町	164	406	4	2.44%
33	楓町1丁目	562	69	0	0.00%
34	長沢町	964	228	12	1.24%
35	藤倉2丁目	856	401	6	0.70%
36	藤倉3丁目	545	394	7	1.28%
37	新浜町1丁目	986	258	3	0.30%
38	梅の宮	645	410	21	3.26%
39	今宮町	982	245	10	1.02%
40	藤倉1丁目	472	418	16	3.39%
41	北浜4丁目	639	215	2	0.31%
42	小松崎	307	250	3	0.98%
43	一森山	121	130	4	3.31%
44	北浜3丁目	803	55	0	0.00%
45	泉沢町	302	321	2	0.66%
46	米町	300	130	11	3.67%
47	北浜2丁目	532	135	4	0.75%
48	北浜1丁目	452	261	13	2.88%
49	みのが丘	452	192	4	0.88%
50	月見ヶ丘	106	12	0	0.00%

番号	行政区	人口	世帯	避難行動 要支援者数	避難行動 要支援者率
51	権現堂	796	307	12	1.51%
52	西町	294	127	1	0.34%
53	宮町	306	128	8	2.61%
54	海岸通	368	178	1	0.27%
55	港町1丁目	80	33	1	1.25%
56	貞山通1丁目	0	0	0	0.00%
57	向ヶ丘	688	253	2	0.29%
58	大日向町	1,245	529	9	0.72%
59	赤坂	886	370	10	1.13%
60	尾島町	636	309	8	1.26%
61	港町2丁目	343	157	2	0.58%
62	貞山通2丁目	149	88	7	4.70%
63	本町	259	124	5	1.93%
64	泉ヶ岡	274	113	1	0.36%
65	貞山通3丁目	170	110	0	0.00%
66	旭町	1,125	513	3	0.27%
67	中の島	63	26	10	15.87%
68	白菊町	610	237	3	0.49%
69	南町	480	216	2	0.42%
70	新富町	1,622	726	9	0.55%
71	西玉川町	701	183	1	0.14%
72	舟入1丁目	604	232	23	3.81%
73	石堂	672	283	0	0.00%
74	玉川3丁目	1,081	423	2	0.19%
75	香津町	339	156	2	0.59%
76	母子沢	809	337	11	1.36%
77	錦町	812	376	7	0.86%
78	佐浦町	384	160	4	1.04%
79	東玉川	366	194	2	0.55%
80	白萩町	331	457	4	1.21%
81	玉川2丁目	641	280	2	0.31%
82	舟入2丁目	607	236	5	0.82%
83	花立町	1,119	431	14	1.25%
84	玉川1丁目	837	388	3	0.36%
85	桜ヶ丘	503	237	9	1.79%
86	野田	637	259	2	0.31%
87	牛生町	614	221	1	0.16%
88	袖野田町	1,233	475	18	1.46%
89	南錦町	765	307	50	6.54%
90	芦畔町	764	268	9	1.18%
計		52,203	21,193	562	1.08%
		地区人口：令和2年国勢調査結果			
		避難行動要支援者数：令和6年10月現在			

地震編資料 1 5－2 地区別人口と避難行動要支援者数分布図



地震編資料 1 6 避難行動要支援者施設等に関する資料

地震編資料 1 6 - 1 幼稚園、保育園等施設一覧表

番号	名称	住所	分類	電話番号	FAX
1	東部保育所	塩竈市舟入一丁目 5-45	保育園（公立）	022-362-3811	022-362-3811
2	清水沢保育所	塩竈市清水沢一丁目 32-14	保育園（公立）	022-364-9780	022-364-9780
3	香津町保育所	塩竈市香津町 4-15	保育園（公立）	022-362-7211	022-362-7211
4	藤倉保育所	塩竈市藤倉二丁目 20-1	保育園（公立）	022-363-1976	022-363-2021
5	うみまち保育所	塩竈市海岸通 1-15	保育園（公立）	022-364-7210	022-369-3360
6	あゆみ保育園	塩竈市花立町 1-16	保育園（私立）	022-365-4572	022-365-9686
7	さかえ保育園	塩竈市栄町 4-1	保育園（私立）	022-362-2949	022-362-2036
8	北浜保育園	塩竈市北浜二丁目 8-23	保育園（私立）	022-362-2849	022-362-2939
9	塩釜ひまわり保育園	塩竈市字伊保保 242-1	保育園（私立）	022-389-9777	022-389-9777
10	玉川保育園	塩竈市大日向町 5-5	保育園（私立）	022-365-5923	022-366-8511
11	塩釜聖光幼稚園	塩竈市泉ヶ岡 4-15	幼稚園	022-366-2964	022-363-0170
12	パドマ幼稚園	塩竈市玉川 2 丁目 6-12	幼稚園	022-362-3411	022-362-9743
13	塩釜ひまわり幼稚園	塩竈市伊保保 234	幼稚園	022-367-5770	022-367-5728
14	塩釜カトリック幼稚園	塩竈市新富町 15-1	幼稚園	022-362-3976	022-366-9719
15	塩釜中央幼稚園	塩竈市旭町 4-8	幼稚園	022-362-8651	022-362-7558
16	塩釜第二中央幼稚園	塩竈市芦畔町 13-51	幼稚園	022-365-5616	022-365-2923
17	幼保連携型認定こども園 塩釜聖光幼稚園	塩竈市泉ヶ岡 4-15	認定こども園	022-366-2964	022-363-0107
18	わだつみ保育園	塩竈市北浜 1 丁目 13-8	小規模保育施設	022-369-3462	022-369-3463
19	てでいべあ〜ちいさなひまわり 〜	塩竈市字伊保保 231-1	小規模保育施設	022-355-7170	022-355-7172
20	ぴよちゃん託児所	塩竈市南錦町 3-4	託児室（認可外）	090-7076-0488	—
21	赤石病院さくら保育園	塩竈市花立町 22-42	託児室（認可外）	022-362-8131	022-362-8134
22	ヤクルト塩釜保育室 ※休止中	塩竈市北浜 3 丁目 1-25	託児室（認可外）	022-355-9575	
23	キョクヨーハピネス保育園	塩竈市新浜町 3 丁目 20-1	託児室（認可外）	022-357-0056	022-357-0086
24	塩竈市子育て世代包括支援セン ター にこサポ	塩竈市本町 1-1（壱番館 1 階）	子育て支援施設	022-354-1225	—
25	塩竈市子育て支援センターここ るん	塩竈市海岸通 1-15	子育て支援施設	022-363-3630	022-363-3620
26	塩竈市ひまわり園	塩竈市藤倉 2 丁目 20-1	放課後等デイサ ービス事業施設	022-365-6811	022-767-4347
27	坂総合病院くさの実保育園	多賀城市下馬 1 丁目 10-4	その他	022-365-5101	—
28	藤倉児童館	塩竈市藤倉二丁目 2-12	児童クラブ	022-366-3003	022-366-3003
29	二小仲よしクラブ	塩竈市小松崎 10-1	児童クラブ	022-363-3150	—
30	一小仲よしクラブ	塩竈市泉ヶ岡 1-1	児童クラブ	022-364-6001	—
31	三小仲よしクラブ	塩竈市花立町 15-1	児童クラブ	022-366-8055	—
32	月見小仲よしクラブ	塩竈市月見ヶ丘 2-1	児童クラブ	022-363-2591	—
33	杉小仲よしクラブ	塩竈市杉の入 1-19-1	児童クラブ	022-362-5661	—
34	玉小仲よしクラブ	塩竈市玉川 2-9-1	児童クラブ	022-363-6636	—

地震編資料16-2 老人福祉施設等一覧表

番号	名称	住所	分類	電話番号	FAX
1	アースサポート塩釜	塩釜市旭町18番13号	高齢者施設	022-363-9711	022-362-9610
2	アースサポート東塩釜	塩釜市藤倉2丁目19番30号	高齢者施設	022-363-0811	022-363-2122
3	機能訓練特化型デイサービスみっちゃん	塩釜市字伊保石21番地1	高齢者施設	022-367-6050	022-367-6051
4	護療舎デイサービスセンター	塩釜市清水沢4丁目37番20号	高齢者施設	022-367-3256	022-364-7610
5	サテライトケアセンター仙塩通所介護事業所	塩釜市西玉川町10番1号	高齢者施設	022-346-8202	022-346-8201
6	塩釜市北浜デイサービスセンター	塩釜市北浜四丁目3番12号	高齢者施設	022-361-5050	022-363-7077
7	塩釜市清水沢デイサービスセンター	塩釜市清水沢一丁目12番2号	高齢者施設	022-364-4400	022-349-9039
8	しおりデイサービスセンター	塩釜市字伊保石30番地2	高齢者施設	022-361-1116	022-361-9777
9	SOMPO ケア 仙塩 デイサービス	塩釜市錦町5-17	高齢者施設	022-389-9666	022-389-9665
10	セントケア塩釜デイサービス	塩釜市藤倉一丁目13番22号	高齢者施設	022-364-6531	022-364-6532
11	デイサービス梅の宮マミーホーム	塩釜市梅の宮16番29号	高齢者施設	022-362-2322	022-362-4321
12	デイサービスセンター月見ヶ丘	塩釜市月見ヶ丘6番地の10	高齢者施設	022-361-8355	022-361-8338
13	デイサービスひかり	塩釜市字伊保石6番地8	高齢者施設	022-385-5010	022-385-5011
14	ニチケアセンター栄	塩釜市栄町8番4号	高齢者施設	022-361-3701	022-361-4465
15	ニチケアセンターしおがま	塩釜市藤倉三丁目17番27号	高齢者施設	022-361-8522	022-361-8525
16	ミック健康の森塩釜	塩釜市袖野田町3番6号	高齢者施設	022-253-7270	022-253-7275
17	リハビリ特化型デイサービスリハニック塩釜	塩釜市北浜一丁目3番1号	高齢者施設	022-354-0297	022-354-0298
18	デイサービスあゆみ苑	塩釜市香津町12番17号	高齢者施設	022-366-5117	022-353-6505
19	デイサービスセンター虹のつえ	塩釜市玉川三丁目8番6号	高齢者施設	022-366-8494	022-355-4252
20	デイサービス カノープス塩釜	塩釜市藤倉2-2-9	高齢者施設	022-707-7653	022-702-8739
21	まごころ塩釜	塩釜市袖野田町39番2号	高齢者施設	022-362-2030	022-362-3303
22	悠の森デイサービス	塩釜市伊保石377-4	高齢者施設	022-253-6080	022-253-6080
23	リハビリ型デイサービスサンエル	塩釜市尾島町1番5号	高齢者施設	022-362-1678	022-354-0048
24	介護老人保健施設グリーンヒルズ	塩釜市西玉川町1-28	高齢者施設	022-362-5050	022-362-5454
25	(公財)宮城厚生協会坂総合病院付属北部診療所	塩釜市字庚塚1-3	高齢者施設	022-366-7251	022-367-0629
26	特別養護老人ホーム清楽苑	塩釜市清水沢1-12-1	高齢者施設	022-365-5100	022-365-5103
27	介護老人保健施設やまと塩釜	塩釜市字伊保石20-1	高齢者施設	022-363-3211	022-361-8408
28	ケアハウス月見ヶ丘	塩釜市月見ヶ丘6-10	高齢者施設	022-361-8333	022-361-8338
29	介護と住まい生活支援センター塩釜	塩釜市字伊保石378	高齢者施設	022-290-7401	290-7402
30	護療舎	塩釜市清水沢4-37-20	高齢者施設	022-367-3256	022-364-7610

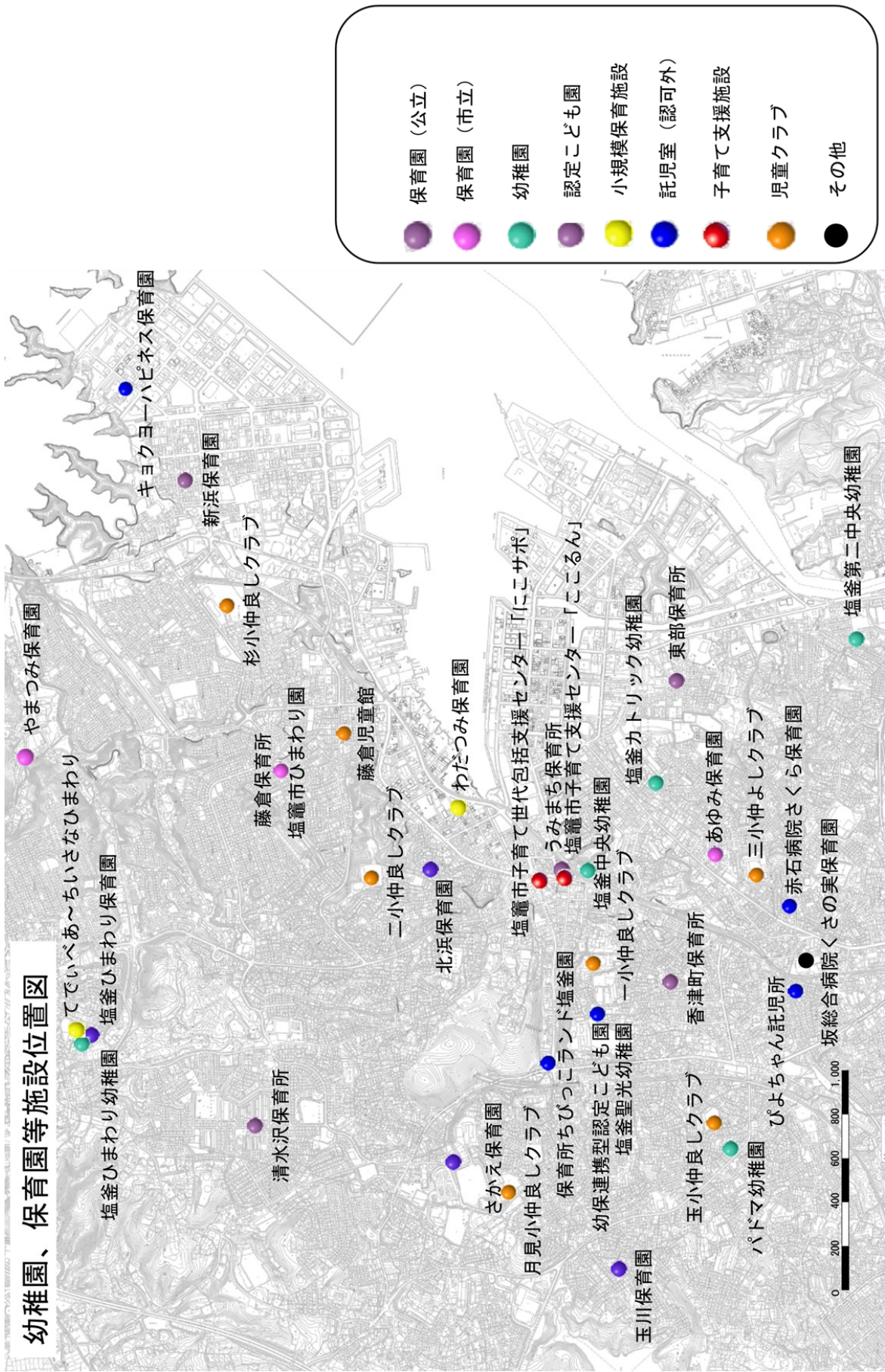
31	ムーンヒルズ	塩竈市月見ヶ丘 6-10	高齢者施設	022-355-8177	022-361-8338
32	住宅型有料老人ホームリツワしおがま	塩竈市清水沢 4-39-5	高齢者施設	022-354-0038	022-354-0039
33	悠泉の郷	塩竈市新浜町 2-1-3	高齢者施設	022-361-5377	022-361-5399
34	サービス付き高齢者向け住宅東雲	塩竈市新浜町 2-2-43	高齢者施設	022-361-8777	022-361-8766
35	サービス付き高齢者向け住宅つばさ	塩竈市字伊保石 6-8	高齢者施設	022-385-5010	022-385-5011
36	サービス付き高齢者向け住宅リツワしおがま	塩竈市清水沢 4-39-1	高齢者施設	022-354-0038	022-354-0039
37	マミーホーム高齢者住宅	塩竈市梅の宮 16-33	高齢者施設	022-353-3553	022-355-1172
38	ライフサポートあゆみ苑	塩竈市香津町 12-17	高齢者施設	022-366-5117	022-353-6505
39	グループホーム梅の宮マミー	塩竈市梅の宮 16-11	高齢者施設	022-355-9766	022-355-9767
40	グループホームオリーブ	塩竈市松陽台 3-25-20	高齢者施設	022-365-5281	022-365-5281
41	グループホーム小松崎あさひ園	塩竈市小松崎 4-45	高齢者施設	022-367-7509	367-7525
42	グループホーム清水沢あさひ園	塩竈市清水沢 3-11-31	高齢者施設	022-361-4711	022-366-6651
43	グループホーム杉の入あさひ園	塩竈市杉の入 4-4-16	高齢者施設	022-794-7195	022-794-7302
44	グループホームやすらぎの里	塩竈市字伊保石 30-1	高齢者施設	022-363-3226	022-361-9778
45	となりの家	塩竈市北浜 4-6-28	高齢者施設	022-352-3301	022-352-3302
46	松ぼっくり	塩竈市松陽台 3-20-1	高齢者施設	022-361-8922	022-361-8933
47	ウィズ月見ヶ丘	塩竈市月見ヶ丘 6-10	高齢者施設	022-355-8166	022-361-8338
48	特別養護老人ホームこころの樹	塩竈市北浜 4-6-13	高齢者施設	022-353-5919	022-364-2933
49	老人短期入所施設しおり	塩竈市字伊保石 30-2	高齢者施設	022-361-1116	022-361-8408
50	老人福祉センター	塩竈市北浜 4-6-52	高齢者施設	022-364-6482	—
51	あしたば福祉会	塩竈市今宮町 10-20	社会福祉事業関係法人	022-361-9981	022-361-9982
52	あゆみ会	塩竈市花立町 1-1 6	社会福祉事業関係法人	022-365-4572	022-365-9686
53	塩竈市社会福祉協議会	塩竈市北浜四丁目 6-52	社会福祉事業関係法人	022-364-1213	022-364-6482
54	大和福寿会	塩竈市字伊保石 20-1	社会福祉事業関係法人	022-363-3211	022-361-9777
55	嶋福祉会	塩竈市杉の入 4-3-8	社会福祉事業関係法人	022-361-0331	022-361-0332
56	萩の里	塩竈市月見ヶ丘 6-10	社会福祉事業関係法人	022-355-8888	022-361-8338
57	塩釜地区休日急患診療センター	塩竈市錦町 7-10	医療施設 市公共	022-366-0630	—
58	市立病院	塩竈市香津町 7-1	医療施設 市公共	022-364-5521	—
59	浦戸診療所	塩竈市浦戸野々島字河岸 50	医療施設 市公共	022-369-2350	—
60	まごころ塩釜	塩竈市袖野田町 39-2	障害者支援施設	022-362-2030	022-362-3303

第1編 地震災害対策編資料

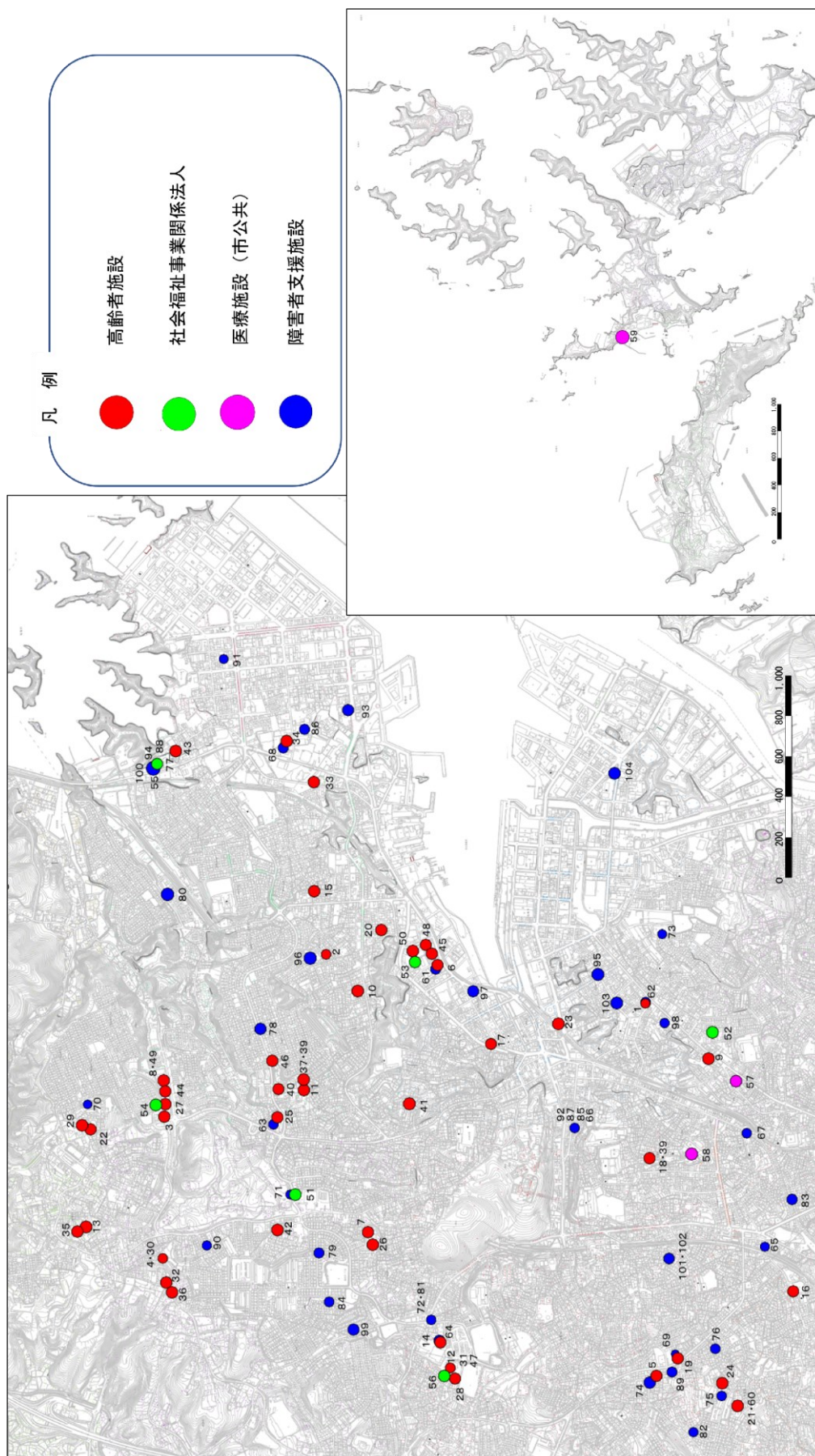
61	塩釜市社会福祉協議会ホームヘルプステーション	塩釜市北浜 4-3-12	障害者支援施設	022-364-1213	022-364-3666
62	アースサポート塩釜	塩釜市旭町 18-13	障害者支援施設	022-362-9611	022-362-9610
63	(公財)宮城厚生協会ケアステーション しおかぜ 介護	塩釜市字庚塚 1-3	障害者支援施設	022-366-5511	022-366-5674
64	ニチイケアセンター栄	塩釜市栄町 8-4	障害者支援施設	022-361-3701	022-361-4465
65	セントケア塩釜	塩釜市野田 19-3	障害者支援施設	022-361-7350	022-361-7351
66	愛さんさん訪問介護(障)塩釜	塩釜市本町 12-5	障害者支援施設	022-366-8813	022-349-4202
67	フルール介護ステーション	塩釜市桜ヶ丘 6 番 2 号	障害者支援施設	022-762-8107	022-762-8108
68	ホームヘルプステーション東雲	塩釜市新浜町 2-2-43	障害者支援施設	022-361-8777	022-361-8766
69	にじいろ居宅介護	塩釜市玉川 3 丁目 8 番 6 号	障害者支援施設	022-355-5530	—
70	シエンズホームケア事務所しおかま	塩釜市字伊保石 2-44 シャーマンゾンビューコース ト D201	障害者支援施設	022-200-2304	—
71	生活介護事業あすなろ	塩釜市今宮町 10-20	障害者支援施設	022-361-9981	022-361-9982
72	生活介護事業あすなろ・さかえ	塩釜市栄町 7 番 13 号	障害者支援施設	022-367-3234	022-367-3234
73	杏友園	塩釜市新富町 14-10	障害者支援施設	022-361-6815	022-361-6817
74	サテライト ケアセンター仙塩	塩釜市西玉川町 10-1	障害者支援施設	022-346-8202	022-346-8201
75	グループホームひだまり	塩釜市母子沢町 19-2	障害者支援施設	022-365-0586	—
76	グループホームひまわり	塩釜市玉川一丁目 9-72	障害者支援施設	022-365-0586	—
77	さくらの家	塩釜市杉の入四丁目 3-8	障害者支援施設	022-361-0331	022-361-0332
78	さくらの家(グループホームしょうよう だい)	塩釜市松陽台三丁目 5-3	障害者支援施設	022-361-0331	022-361-0332
79	さくらの家(グループホームなでしこ)	塩釜市清水沢一丁目 27-7	障害者支援施設	022-361-0331	022-361-0332
80	さくらの家(グループホームこしのうら)	塩釜市越ノ浦二丁目 3-13	障害者支援施設	022-361-0331	022-361-0332
81	さくらの家(グループホームさかえ)	塩釜市栄町 3-20	障害者支援施設	022-361-0331	022-361-0332
82	おはな母子沢	塩釜市母子沢町 15 番 13 号	障害者支援施設	022-385-7401	022-385-7403
83	おはな南錦町	塩釜市南錦町 7 番 6 号	障害者支援施設	022-385-7401	022-385-7403
84	大地	塩釜市清水沢 2 丁目 19-11-1	障害者支援施設	022-355-9256	022-355-9259
85	愛さんさんグループホーム塩釜	塩釜市本町 12-5	障害者支援施設	022-366-8813	022-349-4202
86	株式会社MKアシスト	塩釜市新浜町 1 丁目 27 番 16 号	障害者支援施設	022-362-9641	022-362-9641
87	愛さんさん塩釜事業所	塩釜市本町 12-5	障害者支援施設	022-366-8813	022-349-4202
88	さくら学園	塩釜市杉の入四丁目 3-8	障害者支援施設	022-361-0331	022-361-0332
89	メープルガーデン	塩釜市西玉川町 8 番 6 号	障害者支援施設	022-762-5037	022-762-5038
90	チョコしおかま	塩釜市清水沢四丁目 15 番 1	障害者支援施設	022-290-5452	022-290-5243

91	ワークスタイル にこ	塩竈市新浜町二丁目 22 番 3 号	障害者支援施設	090-2978-049	022-352-3893
92	愛さんさん ファーム	塩竈市本町 12-6	障害者支援施設	022-366-8813	022-349-4202
93	みらい塩釜事業所	塩竈市新浜町 1 丁目 15-17-1	障害者支援施設	090-2881-030	—
94	障がい者福祉相談支援センター「しお—も」	塩竈市杉の入 4-3-8	障害者支援施設	022-361-0380	022-361-0332
95	愛さんさん ひかり	塩竈市尾島町 19-4 尾島丸山ビル 1F	障害者支援施設	022-355-4660	022-355-4662
96	塩竈市ひまわり園	塩竈市藤倉二丁目 20-1	障害者支援施設	022-365-6811	022-365-6811
97	うえる	塩竈市北浜一丁目 13 番 33 号 北浜マンション 101 号室	障害者支援施設	022-290-5337	022-290-5338
98	放課後等デイサービスぶれいんはーと	塩竈市旭町 20 番 11 号	障害者支援施設	022-349-4280	022-349-4279
99	放課後等デイサービスかりん	塩竈市清水沢 2 丁目 11-10	障害者支援施設	022-781-9841	022-781-9842
100	地域活動支援センター「藻塩の里」	塩竈市杉の入四丁目 3-8	障害者支援施設	022-361-0631	022-361-0632
101	おはな玉川 A 棟	塩竈市玉川三丁目 1-22	障害者支援施設	022-385-7401	022-385-7403
102	おはな玉川 B 棟	塩竈市玉川三丁目 1-22	障害者支援施設	022-385-7401	022-385-7403
103	グレイス塩釜	塩竈市尾島町 6-8	障害者支援施設	022-794-8823	—
104	グループホームシエンス	塩竈市貞山三丁目 3-19	障害者支援施設	050-7118-4777	—

地震編資料16-3 幼稚園、保育園等施設位置図



地震編資料16-4 老人福祉施設等位置図



第 1 編 地震災害対策編資料

地震編資料 1 6－5 塩竈市内介護保険サービス事業所一覧

塩竈市内介護保険サービス事業所一覧

	事業所名	所在地	電話番号	サービス種類
1	有限会社泉沢介護支援サービス	塩竈市泉沢町 1 7 番 1 5 号	022-366-1123	居宅介護支援
2	株式会社ソーシャル ライフ プラス	塩竈市石堂 3 番 1 5 号	022-362-2823	居宅介護支援
3	野田サポートハウス	塩竈市玉川三丁目 8 番 1 1 号	022-361-5315	居宅介護支援
4	にじいろ居宅介護支援事業所	塩竈市玉川三丁目 8 番 6 号	022-355-5530	居宅介護支援
5	萩の里介護支援センター	塩竈市月見ヶ丘 6 番 1 0 号	022-361-7717	居宅介護支援
6	サテライトケアセンター仙塩居宅介護支援事業所	塩竈市西玉川町 1 0 番 1 号	022-346-8200	居宅介護支援
7	指定居宅介護支援事業所グリーンヒルズ	塩竈市西玉川町 1 番 2 8 号	022-362-5050	居宅介護支援
8	ながい居宅介護支援事業所	塩竈市本町 1 0 番 8 号	022-362-3814	居宅介護支援
9	アーク・ケア清楽苑	塩竈市清水沢一丁目 1 2 番 2 号	022-365-5630	居宅介護支援
10	居宅介護支援事業所 護療舎	塩竈市清水沢四丁目 3 7 番 2 0 号	022-367-3256	居宅介護支援
11	ケアビレッジ塩竈ケアサービスステーション居宅介護支援事業所	塩竈市清水沢四丁目 3 9 番 1 号	022-354-0038	居宅介護支援
12	アースサポート 塩釜	塩竈市旭町 1 8 番 1 3 号	022-362-9611	居宅介護支援
13	塩竈市立病院	塩竈市香津町 7 番 1 号	022-364-5521	居宅介護支援
14	SOMPOケア 仙塩 居宅介護支援	塩竈市錦町 5-17 ポートタウンカネ ショー1F	022-361-5150	居宅介護支援
15	塩釜医師会訪問看護ステーション	塩竈市錦町 7 番 10 号	022-364-5010	居宅介護支援
16	やまと塩竈居宅介護支援事業所	塩竈市字伊保石 2 1 番地 1	022-367-6050	居宅介護支援
17	居宅介護支援センター ひかり	塩竈市字伊保石 6 番地 8	022-385-5010	居宅介護支援
18	公益財団法人宮城厚生協会ケアステーションしおかぜ	塩竈市字庚塚 1－3	022-361-3043	居宅介護支援
19	塩釜市社協指定居宅介護支援事業所	塩竈市北浜四丁目 6 番 5 2 号	022-361-5051	居宅介護支援
20	ケアプランセンター東雲	塩竈市新浜町 2 丁目 2-43	022-361-8777	居宅介護支援
21	悠泉居宅介護支援事業所	塩竈市新浜町 二丁目 1 番 3 号	022-361-5377	居宅介護支援
22	居宅介護支援事業所 e・ケア	塩竈市牛生町 19 番 3 号	022-762-8487	居宅介護支援
23	有限会社泉沢介護支援サービス	塩竈市泉沢町 1 7 番 1 5 号	022-366-1123	訪問介護
24	株式会社ソーシャル ライフ プラス	塩竈市石堂 3 番 1 5 号	022-362-2823	訪問介護
25	ニチイケアセンター栄	塩竈市栄町 8 番 4 号	022-361-3701	訪問介護
26	まごころ塩釜	塩竈市袖野田町 3 9 番 2 号	022-362-2030	訪問介護
27	野田サポートハウス	塩竈市玉川三丁目 8 番 1 1 号	022-361-5315	訪問介護
28	にじいろ居宅介護	塩竈市玉川三丁目 8 番 6 号	022-355-5530	訪問介護
29	ヘルパーステーション月見ヶ丘	塩竈市月見ヶ丘 6 番地の 1 0	022-361-8322	訪問介護
30	愛さんさん訪問介護 塩釜	塩竈市本町 1 2 番 5 号	022-366-8813	訪問介護
31	護療舎ヘルパーステーション	塩竈市清水沢 4 丁目 3 7 番 2 0 号	022-367-3256	訪問介護
32	ケアビレッジ塩竈ケアサービスステーション 訪問介護事業所	塩竈市清水沢四丁目 3 9 番 1 号	022-354-0038	訪問介護
33	公益社団法人塩釜市シルバー人材センター	塩竈市尾島町 1 8 番 1 7 号	022-367-5940	訪問介護
34	アースサポート 塩釜	塩竈市旭町 1 8 番 1 3 号	022-362-9611	訪問介護
35	アクトケアサービス	塩竈市錦町 14 番 8 号	022-362-5678	訪問介護
36	セントケア塩釜	塩竈市野田 1 9 番 3 号	022-361-7350	訪問介護
37	あおば在宅センター	塩竈市野田 9 番 6 号 1 0 2 号室	022-361-5908	訪問介護
38	シエンズホームケア事務所しおかぜ	塩竈市字伊保石 2-441 シャーメゾン ビューコースト D201	022-290-7401	訪問介護
39	公益財団法人宮城厚生協会ケアステーション しおかぜ介護	塩竈市字庚塚 1－3	022-366-5511	訪問介護
40	塩釜市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション	塩竈市北浜四丁目 3 番 1 2 号	022-364-3535	訪問介護

41	悠泉訪問介護事業所	塩竈市新浜町 2 丁目 1 ー 3	022-361-5377	訪問介護
42	ヘルパーステーション東雲	塩竈市新浜町 2 丁目 2 番 4 3 号	022-361-8777	訪問介護
43	マミーホーム訪問介護ステーション	塩竈市梅の宮16番	022-794-8678	訪問介護
44	フルール介護ステーション	塩竈市桜ヶ丘 6 番 2 号	022-762-8107	訪問介護
45	アースサポート塩釜	塩竈市旭町 1 8 番 1 3 号	022-362-9611	訪問入浴介護
46	アサヒサンクリーン在宅介護センター塩釜	塩竈市錦町 7 番 3 号 ジュウケンビル 1 階	022-361-6850	訪問入浴介護
47	介護老人保健施設グリーンヒルズ	塩竈市西玉川町 1 番 2 8 号	022-362-5050	訪問リハビリテーション
48	護療舎訪問看護ステーション	塩竈市清水沢四丁目37番 2 0 号	022-367-3256	訪問看護
49	ケアビレッジ塩釜ケアサービスステーション 訪問看護事業所	塩竈市清水沢四丁目 3 9 番 1 号	022-354-0038	訪問看護
50	塩釜医師会訪問看護ステーション	塩竈市錦町7番10号	022-364-3455	訪問看護
51	公益財団法人宮城厚生協会ケアステーション しおかぜ	塩竈市庚塚 1 ー 3	022-366-5539	訪問看護
52	悠泉訪問看護事業所	塩竈市新浜町 2 丁目 1 ー 3	022-361-5377	訪問看護
53	ニチケアセンター栄	塩竈市栄町 8 番 4 号	022-361-3701	通所介護
54	ミック健康の森 塩釜	塩竈市袖野田町 3 番 6 号	022-253-7270	通所介護
55	デイサービスセンター月見ヶ丘	塩竈市月見ヶ丘 6 番地の 1 0	022-361-8355	通所介護
56	サテライトケアセンター仙塩通所介護事業所	塩竈市西玉川町 1 0 番 1 号	022-346-8202	通所介護
57	護療舎デイサービスセンター	塩竈市清水沢 4 丁目 3 7 番 2 0 号	022-367-3256	通所介護
58	塩竈市清水沢デイサービスセンター	塩竈市清水沢一丁目 1 2 番 2 号	022-364-4400	通所介護
59	アースサポート塩釜	塩竈市旭町 1 8 番 1 3 号	022-363-9711	通所介護
60	SOMPOケア 仙塩 デイサービス	塩竈市錦町 5 ー 1 7 ポートタウンカネショウ 1 F	022-389-9666	通所介護
61	機能訓練特化型デイサービスみっちゃん	塩竈市字伊保石 2 1 番地 1	022-367-6050	通所介護
62	しおりデイサービスセンター	塩竈市字伊保石 3 0 番地 2	022-361-1116	通所介護
63	デイサービスひかり	塩竈市字伊保石 6 番地 8	022-385-5010	通所介護
64	リハビリ特化型デイサービス リハニック塩釜	塩竈市北浜 1 丁目 3 番 1 号 パルメゾン西村 1 階	022-354-0297	通所介護
65	塩釜市北浜デイサービスセンター	塩竈市北浜四丁目 3 番 1 2 号	022-361-5050	通所介護
66	アースサポート東塩釜	塩竈市藤倉 2 丁目 1 9 番 3 0 号	022-363-0811	通所介護
67	セントケア塩釜デイサービス	塩竈市藤倉一丁目 1 3 番 2 2 号	022-364-6531	通所介護
68	ニチケアセンターしおかま	塩竈市藤倉三丁目 1 7 番 2 7 号	022-361-8522	通所介護
69	デイサービス梅の宮マミーホーム	塩竈市梅の宮16-29	022-362-2322	通所介護
70	まごころ塩釜	塩竈市袖野田町 3 9 番 2 号	022-362-2030	地域密着型通所介護
71	デイサービスセンター虹のつえ	塩竈市玉川三丁目 8 番 6 号	022-366-8494	地域密着型通所介護
72	リハビリ型デイサービスサンエル	塩竈市尾島町 1 番 5 号	022-362-1678	地域密着型通所介護
73	デイサービスあゆみ苑	塩竈市香津町 1 2 番 1 7 号	022-366-5117	地域密着型通所介護
74	悠の森デイサービス	塩竈市字伊保石377-4	090-2278-0016	地域密着型通所介護
75	デイサービス カノープス塩釜	塩竈市藤倉2-2-9	022-707-7653	地域密着型通所介護
76	介護老人保健施設グリーンヒルズ	塩竈市西玉川町 1 番 2 8 号	022-362-5050	通所リハビリテーション
77	介護老人保健施設やまと塩竈	塩竈市伊保石 2 0 番地 1	022-363-3211	通所リハビリテーション
78	福祉用具販売貸与事業所 seeds 塩釜営業所	塩竈市玉川一丁目 5 番 1 2 号	022-361-1304	福祉用具貸与
79	有限会社インテリア工房ながい	塩竈市本町 1 0 番 8 号	022-362-3814	福祉用具貸与
80	スペースケアSUN福祉工房	塩竈市北浜四丁目 5 番 2 5 号	022-364-0151	福祉用具貸与
81	ウィズ月見ヶ丘	塩竈市月見ヶ丘 6 番 1 0 号	022-355-8166	短期入所生活介護
82	特別養護老人ホーム清楽苑	塩竈市清水沢一丁目 1 2 番 1 号	022-365-5100	短期入所生活介護
83	老人短期入所施設しおり	塩竈市字伊保石 3 0 番地 2	022-361-1116	短期入所生活介護
84	特別養護老人ホームこころの樹	塩竈市北浜四丁目 6 番 1 3 号	022-353-5919	短期入所生活介護
85	介護老人保健施設グリーンヒルズ	塩竈市西玉川町 1 番 2 8 号	022-362-5050	短期入所療養介護

第 1 編 地震災害対策編資料

86	介護老人保健施設やまと塩電	塩電市伊保石 2 0 番地 1	022-363-3211	短期入所療養介護
87	ケアハウス月見ヶ丘	塩電市月見ヶ丘 6 番地の 1 0	022-361-8333	特定施設入居者生活介護
88	特別養護老人ホーム清楽苑	塩電市清水沢一丁目 1 2 番 1 号	022-365-5100	介護老人福祉施設
89	介護老人保健施設グリーンヒルズ	塩電市西玉川町 1 番 2 8 号	022-362-5050	介護老人保健施設
90	介護老人保健施設やまと塩電	塩電市伊保石 2 0 番地 1	022-363-3211	介護老人保健施設
91	ケアビレッジ塩電ケアサービスステーション定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	塩電市清水沢四丁目 39 番 1 号	022-354-0038	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
92	グループホーム 清水沢あさひ園	塩電市清水沢三丁目 1 1 番 3 1 号	022-361-4711	認知症対応型共同生活介護
93	グループホームやすらぎの里	塩電市字伊保石 3 0 番地 1 の 1 ～ 3	022-363-3226	認知症対応型共同生活介護
94	グループホームオリーブ	塩電市松陽台 3 丁目 2 5 - 2 0	022-365-5281	認知症対応型共同生活介護
95	グループホーム 杉の入あさひ園	塩電市杉の入四丁目 4 番 1 6 号	022-794-7195	認知症対応型共同生活介護
96	グループホーム小松崎あさひ園	塩電市小松崎 4 番 4 5 号	022-367-7509	認知症対応型共同生活介護
97	グループホーム梅の宮マミー	塩電市梅の宮 16 番 11 号	022-355-9766	認知症対応型共同生活介護
98	となりの家	塩電市北浜四丁目 6 番 2 8 号	022-352-3301	認知症対応型通所介護
99	塩釜市社会福祉協議会小規模多機能型居宅介護松ぼっくり	塩電市松陽台三丁目 2 0 番 1 号	022-361-8922	小規模多機能型居宅介護
100	ウィズ月見ヶ丘	塩電市月見ヶ丘 6 番 1 0 号	022-355-8166	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
101	特別養護老人ホームこころの樹	塩電市北浜四丁目 6 番 1 3 号	022-353-5919	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地震編資料17 被害状況報告要領に関する資料

地震編資料17-1 市町村被害状況報告要領

市町村被害状況報告要領

1 趣 旨

この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条第2項の規定に基づく被害状況等の報告と消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づく消防庁長官に対する消防統計等の報告が迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 報告方法

- (1) 消防庁が定める「火災・災害等即報要領」、「災害報告取扱要領」及び「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」に基づき行うものとする。
- (2) 原則として、宮城県総合防災情報システム(以下、「MIDORI」という。)により県に報告するものとする。ただし、MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合は、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)及び県が定める別紙様式1に必要事項を記入し、原則メールで県に報告するものとする。

3 留意点

- (1) 住家被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。なお、浸水により住家に被害が発生し、被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない場合は、「床上浸水」又は「床下浸水」として報告し、判明後に訂正するものとする。

4 その他

- (1) 市町村行政機能の確保状況の把握について

市町村は、平成29年4月11日付け総行市第26号、消防災第51号に基づき、震度6弱以上を観測した場合に「市町村行政機能チェックリスト」に必用事項を記入し、原則メールで県に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

地震編資料 17-2 市町村被害状況報告要領 別紙様式第1号(その1)

[illegible]

第 1 編 地震災害対策編資料

地震編資料 1 7－3 市町村被害状況報告要領 別紙様式第 1 号（その 2）

別紙様式 1（その 2）

市町村名（ ）

（避難所開設状況）

避難所名称かな	住所	開設日時	避難世帯数	避難者数
避難所名称		閉鎖日時		

地震編資料 18 災害時優先電話に関する資料

地震編資料 18-1 災害時優先電話

災害時優先電話一覧(全52回線)

総務部 9回線		教育委員会 24回線 (親子機は1回線)	
市代表	022 (364) 1111	教育総務課	022 (361) 3071
市代表	022 (364) 1112	第1小学校	022 (362) 2011
市代表	022 (364) 1113	第1小学校 (FAX)	022 (362) 2680
市代表	022 (364) 1114	第2小学校	022 (362) 2221
市代表	022 (364) 1115	第2小学校 (FAX)	022 (362) 4969
財政課 (兼F)	022 (364) 5304	第3小学校	022 (362) 2323
危機管理課 (兼F)	022 (361) 1587	第3小学校 (FAX)	022 (362) 2324
議会事務局 (兼F)	022 (364) 1214	月見ヶ丘小学校	022 (362) 2441
記者クラブ (兼F)	022 (364) 1217	月見ヶ丘小学校 (FAX)	022 (362) 2492
市民生活部 6回線		杉の入小学校 親	022 (364) 9440
浦戸振興課 (兼F)	022 (362) 1591	杉の入小学校 (FAX) 子	022 (364) 9199
浦戸振興課 (浦戸生活係)	022 (369) 2411	玉川小学校 子	022 (364) 9441
浦戸諸島開発 総合センター (兼F)	022 (369) 2435	玉川小学校 (FAX) 親	022 (364) 9451
環境課	022 (365) 3377	第1中学校	022 (362) 1321
環境課 (FAX)	022 (365) 3379	第1中学校 (FAX)	022 (362) 1811
廃棄物埋立処分場 (中倉埋立処分場)	022 (362) 4411	第2中学校	022 (362) 1431
福祉子ども未来部 7回線		第2中学校 (FAX)	022 (365) 3430
社会福祉事務所	022 (364) 1131	第3中学校	022 (362) 0969
社会福祉事務所 (FAX)	022 (366) 7167	第3中学校 (FAX)	022 (366) 1551
藤倉児童館	022 (366) 3003	玉川中学校	022 (362) 1631
東部保育所	022 (362) 3811	玉川中学校 (FAX)	022 (367) 4729
香津町保育所 (兼F)	022 (362) 7211	浦戸中学校	022 (369) 2008
清水沢保育所	022 (364) 9780	公民館	022 (365) 3341
健康づくり課 (保健センター)	022 (364) 4786	ふれあいエスプ塩竈	022 (367) 2010
産業建設部 4回線		塩釜ガス体育館	022 (362) 1010
水産振興課	022 (781) 7706	塩釜ガス体育館 (FAX)	022 (362) 1099
まちづくり・建築課 (まちづくり企画係)	022 (364) 2510	市立病院 2回線	
まちづくり・建築課 (指導係)	022 (364) 1126	医事課	022 (364) 5525
土木課	022 (364) 1118	市立病院 (FAX)	022 (364) 5529

地震編資料 19 災害救助の種類等に関する資料

地震編資料 19-1 救助の種類一覧表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設営費 1人1日当たり 300円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費支出で、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1. 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。	○ 建設型応急住宅 1. 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 限度額 1戸当たり 6,285,000円以内 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は、2年以内

		○ 賃貸型応急住宅 1. 規模 建設型仮設住宅に準 じる 2. 基本額 地域の実情に応じた 額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供		1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。				
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から 7日以内		食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい。 (1食は1/3 日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内		輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季（4 月～9月） 冬季（10 月～3 月）の 季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10日以内		1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物支給に限ること。			
		区分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上1 人 増す毎に 加算
		全壊・全 焼・流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊・半 焼・流失	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
			冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1. 救護班… 使用し た薬剤、治療材料、医 療器具は損等の実費 2. 病院又は診療所… 国民健康保険診療報酬 の額以内 3. 施術者…協定料金 の額以内	災害発生の日か ら 14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって災 害のため助産の途を 失った者(出産のみな らず、死産及び流産を 含み現に助産を要す る状態にある者)	1. 救護班等による場 合は、使用した衛生材 料等の実費 2. 助産婦による場合 は、慣行料金の100分の 80割以内の額	分べんした日か ら 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1. 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2. 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常 の実費	災害発生の日か ら 3日以内	1. 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の捜 索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計 上
被災した住宅 の応急修理	1. 住家が半壊(焼) 若しくはこれらに準 ずる程度の損傷を受 け、自らの資力により 応急修理をすることが できない者 2. 大規模な補修を行 わなければ居住する ことが困難である程	居室、炊事場及び便所 等日常生活に必要最小 限度部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模 半壊又は半壊若しくは 半焼の被害を受けた世 帯 655,000円以内	災害発生の日か ら 3ヶ月以内 (災害対策基本 法第23条の3第 1項に規定する 特定災害対策本 部、同法第24 条第1項に規定	

第1編 地震災害対策編資料

	度に住家が半壊（焼）した者	②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全半壊（焼）流出半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,700 円 中学校生徒 1人当たり5,000 円 高等学校等生徒 1人当たり5,500 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及びその他の学用品） 15 日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 213,800円以内 小人（12 歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒） 1 体当たり3,500円以内 〈一時保存〉 既存建物借上費 ：通常の実費 既存建物以外 ：1 体当たり 5,400円以内 〈検案〉 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1. 被災者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。

				・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救助の事務を行うのに必要な費用	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5. 使用料及び賃借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

地震編資料 1 9 - 2 災害救助法による実費弁償の限度（第 13 条関係）

	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規程する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,800円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,400円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,000円以内 救急救命士 15,900円以内 土木技術者及び建築技術者 15,700円以内 大工、左官及びとび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

地震編資料20 自衛隊の災害派遣に関する資料

地震編資料20-1 自衛隊の災害派遣要請書 別紙様式1

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

塩竈市 長 印

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1. 災害の種類	
2. 災害の状況及び派遣を要請する理由	
3. 派遣を希望する期間	
4. 派遣を希望する区域及び活動内容	
5. 派遣先の責任者・連絡先	
6. 派遣先への最適経路	
7. 参考となるべき事項	

地震編資料20-2 自衛隊の災害派遣要請書 別紙様式2

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

塩竈市 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり 部隊の
撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請理由

2. 撤収期日 年 月 日 時 分

3. その他必要事項